

あり、公用廃止されたあとは、県有の土地となるから、とりわけ公共用地としての国・県・市の利用が多い。

(公共用) 国立―岐阜簡易保険局

〃 ―岐阜少年鑑別所

〃 ―岐阜大学医学部職員アパート

県立―県営住宅

〃 ―岐阜北警察署

市立―市営住宅

〃 ―岐阜市北消防署

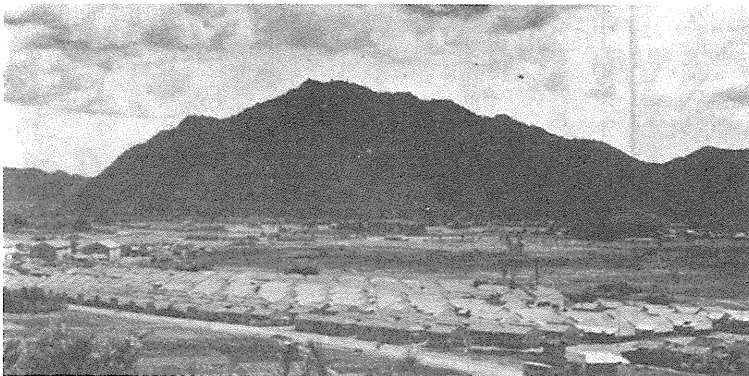
〃 ―公園

(個人) 宅地―店舗地―畑地―田地

住宅営団の充実

戦災にあい家屋を失った人、終戦になって飯郷の復員軍人、

あるいは昭和二三年八月末日までの岐阜市への海外引揚者二九四世帯・七二七四人等、一層住宅の不足を生じ、戦災による罹災者にはそれなりに一応の対応はしたものの復員軍人・一般引揚邦人には、先づ宅地から問題があり、市としていち早く着眼したのが古川川敷を住宅地域とすることであった。即ち随一の候補地として選定され、住宅営団岐阜支部の資材等の提供を受けた。なかなく清洲地区では昭和二〇年一二月頃に木造トタン葺平屋建住宅、六帖、四・



麩川敷の住宅街 (岐阜市史提供)

五帖各一室、二帖の土間（炊事場）に玄関・便所等を含めて七坪建二棟長屋建を建築、第二次分・第三次分計画で合計三〇〇戸を建設した。最初は賃貸契約で家賃払方式で貸付されておったが、その後第三次入居者の所有権移転売渡書に依ると昭和二三年三月三〇日付にて売渡がな



県営グランドより川崎アパートを望む
(北川巖氏提供)

不動産賣渡證書
金 東 南 中 千 年 有 限 公 司
但賣渡物件後記表示の通り
後記表示の不動産は前記代金を以って賣渡し代金正に受領しました。
後日のため賣渡證書交附致します。
昭和貳拾陸年 月 日
昭和二十六年三月三十一日

右特殊清算人
閉鎖機關 住 宅 營 團
東京都千代田區丸の内區丁目貳番地
閉鎖機關整理委員會
委員長 小林 正 一 郎

されておるようである。

岐阜市内の戦災復興状況 岐阜市は昭和二四年七月の一万余戸復興から、その後一ケ年間にさらに二、五〇〇戸の本建築を増して、昭和二五年七月一〇日現在一万八、五〇〇戸という快復興をみるに至った。とくに駅前から岐阜市中心部へかけて電車通りや商店街・繁華街は戦前をしのぐ状況で実に山林国の恩恵を蒙り、今日では焼跡の名残りを完全に一掃し、新生岐阜市の力強い息吹を伝えていた。戦災当時は、一四万一千人であった人口も地方疎開者・引揚者の



市 營 住 宅 建 設 状 況

第四節 古川川敷の住宅建設

年度別	区 別	暦数	建 坪	疊 数 数	建築場所	竣工年月	備 考
總 数		1,287	13,332	118,940	—	—	—
昭和21年第1次		73	1戸～6坪 438	1戸～6疊 438	桜 木 町	昭和21. 3	応 急 住 宅 木 造 ト ン 葺
” ”		7	1戸～6坪 42	1戸～6疊	沖 ノ 橋	” 21. 5	”
” ”		7	1戸～6坪 42	1戸～6疊 42	千 石 町	” 21. 4	”
” ”		1	1戸～6坪 6	1戸～6疊 6	真 砂 町	” 21. 3	”
” ”		12	1戸～6坪 72	1戸～6疊 72	梅 ヶ 枝 町	” 21. 3	”
昭和22年第2次		110	1戸～15坪 1,650	1戸～12.5疊 1,375	市 内 分 散	” 22. 5	1 棟 2 戸 建 真 壁 瓦 葺
” 第3次		60	1戸～15坪 900	1戸～9疊 540	鷺 山	” 22. 8	ト ン ト ン 葺 壁
” 第4次		200	1戸～10坪 2,000	1戸～10.5疊 2,100	鷺 山 及 び 外 3 ケ 所	” 23. 4	ト ン ト ン 葺 及 び 一 部 セ メ ン ト 瓦 葺
” 分譲住宅		250	1戸～10坪 2,500	1戸～10.5疊 2,625	市 内 分 散	” 23. 4	ト ン ト ン 葺 壁
” 第5次		20	1戸～10坪 200	1戸～6疊 120	鷺 山 及 び 市 内 分 散	” 23. 6	セ メ ン ト 瓦 葺
昭和23年第6次		100	1戸～10坪 1,000	1戸～6疊 600	”	” 23. 7	”
” 第7次		170	1戸～10坪 1,700	1戸～6疊 1,020	”	” 23. 12	”
昭和24年第8次		29	1戸～12坪 348	1戸～9疊 261	鷺 山 及 び 本 荘、岩 戸	” 24. 12	洋 間 つ き 瓦 葺
” ”		47	1戸～10坪 470	1戸～9.5疊 446.5	”	” 24. 12	”
” ”		39	1戸～8坪 312	1疊 370.5	”	” 24. 12	”
”	コンクリート ブロック造4 棟2階住宅	16	1戸～12坪 192	1戸～10.5疊 168	青 柳 町	” 25. 3	1 棟 4 世 帯
”	転用住宅 1棟2階建	14	1戸～10坪 140	1戸～6疊 84	三 里	” 25. 3	6 疊～1間 3 疊～板張り
昭和25年第9次		132	1戸～10坪 1,320	1戸～12疊 1,584	鷺 山、三 里 長 森 北	” 25. 12	コ ン ク リ ー ト プ ロ ッ ク 住 宅 を 含 む

岐阜市戦災復興誌資料

移転入、或は人口の自然増により二一万四千人突破も近く、住宅の不足数は年々激増の一途を辿り想定一万戸の不足を算している現状であった。

市建築部では住宅対策の一環として、この五年に第一次から第八次まで、一、一五五戸の市営住宅を建設したが、さらに今年度は第九次市営住宅（八坪・一〇坪・一一坪・一二坪の四種）を鷺山・長森北及び三里・その他に建築することになり、半数は昭和二五年一〇月中に、残りは一月中旬に完成の予定であった。

岐阜市の住宅復興・建設状況は次の通りである。
市営住宅の充実 古川河川敷の市営住宅の建設は、古川地内の住宅営団の建築に引続いて、土地については県有地であるが、住宅応急対策として借地として市営住宅建築に取りかかり、戦災復興市営住宅計画の昭和二二年第三次計画として、鷺山向井一七六九番地の土地に木造トントン葺真壁

用途別建物復興状況

区 分 年 別	総 数	住 宅		工 場	銀 行 会 社	旅 館	その他
		専 用	併 用				
總 数	戸 24,748	戸 12,234	戸 10,780	戸 552	戸 309	戸 93	戸 720
昭和20年12月	2,073	1,253	820	—	—	—	—
〃 21年12月	4,795	2,376	1,964	241	63	9	142
〃 22年12月	3,951	1,813	1,747	130	93	27	141
〃 23年12月	3,588	1,809	1,465	84	73	24	133
〃 24年12月	1,345	563	544	56	57	19	106
〃 25年 6 月	8,996	4,480	4,240	41	23	14	198

註 応急住宅及び昭和25年6月末建築届出を含む



県営住宅（岐阜簡易保険事務センター提供）

建設年度	種別	戸数	竣工年月日	敷地面積		月額	家賃	私下半年						
鷺山向井 1769—2	22	1	一般木造	60	2戸建	22.7.30	6,347.13 (1,920.00)	×	9.21	22.8	110		27.5.9	
													60	
	22	1	一般木造	38	1戸建	23.3.30	5,652.91 (1,110.00)	×	8.20	23.4	300		27.5.1	
														38
	22	1	一般木造	1	1戸建	23.7.30	99.17 (30.00)	×	14	23.8	350		27.5.9	
														1
	23	1	一般木造	55	1戸建	23.10.1	7,272.76 (2,506,000.10 880,000)	×	10.56 31.681	23.10	400	265	350	28.12.30
														55
	23	1	一般木造	97	1戸建	24.3.30	17,504.00 (5,295.00)	×	2,541	24.4	500	265	470	28.12.25
														97
	24	1	一般木造	107	1戸建	25.1.25	7,514.08 (2,273,000 553,000 3,887.62 1,176,605)	○ ×	91,836	25.2	1,000	265	850	36.12.18
														107
	25	1	一般木造	12	1戸建	26.3.31				26.4	720			38.9.30
														12
	25	1	一般木造	5	1戸建	26.3.31				26.4	780			38.9.30
														5
	25	1	一般木造	8	1戸建	26.3.31				26.4	800			38.9.30
														8
	25	1	一般木造	6	1戸建	26.3.31	9,847.97 (2,979.00)			26.4	870			38.9.30
														6
	25	1	一般木造	2	1戸建	26.3.31				26.4	830			38.9.30
														2
	25	1	一般木造	8	1戸建	26.3.31				26.4	630			38.9.30
														8
	25	1	一般木造	4	1戸建	26.3.31				26.4	1,040			38.9.30
													4	

岐阜市役所資料

平屋建住宅を昭和二二年八月に六〇戸分建設した。一戸建一五坪となっているが、二軒長屋式で、一軒分としては、六帖一室・三帖一室・三帖の土間並びに炊事場で押入等も含めて一軒分七坪五合の建物である。当時の家賃は月一一〇円であった。その後第四次は一戸建一〇坪、木造トントン葺平屋建住宅、第五次は一戸建一〇坪、セメント瓦葺平屋建住宅で家賃は月三〇〇円から三五〇円であった。

土地については、前にも述べたように一部県有地であり、終戦直後の戦災復興市営住宅建物の当時の諸事情もあって、現在に至っておる。

なお、各年度別市営住宅建設並びに払下年度は前ページのようであった。

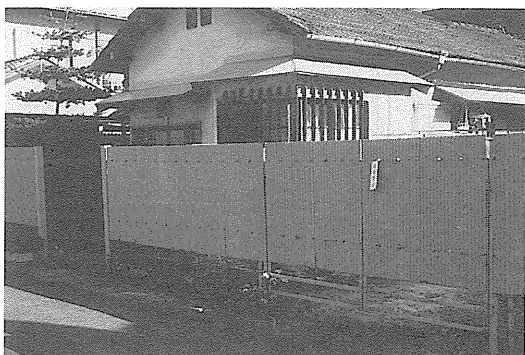
引揚者厚生住宅の充実 引揚者厚生住宅については、終戦後に於ける引揚者状況は一般三、一〇三世帯、七、四四四人、軍人四、一二〇人の多きにのぼり、市においては、引揚者一名に一、〇〇〇円とささやかながらも援護の手をさしのべて来たが、しかし、引揚者が家なき人々は親類・知人をたより一時仮りの住居を求めていたが、戦災を受けた家庭としては相互の不便・不自由なこと、殊に生活の悲惨をきわめた引揚者に住宅を提供し、その生活の安定を期するため、下表の通り鷺山中洲にも引揚者厚生住宅を建設し救済に対応した。

県営住宅の建設 県は、長良川廃川敷地が県有地でもあり容易に用地が確保出来る関係等もあって、現在の緑ヶ丘二本松公園の一带に県営住宅の建築に昭和二四年度から着工し

引揚者厚生住宅一覽

(岐阜市)

所在地	竣工年月	棟数	戸数	建坪	間数	工事費
真砂町13丁目	昭和25.3	43	85	526	252	5,352,000
同	〃	18	64	400	192	4,092,000
上加納山	〃	4	18	108	36	1,134,000
長森北洲	〃 26.5	36	119	833	238	10,359,639
鷺山中洲	〃 27.8	5	18	126	36	2,934,000
計	—	106	304	1,993	754	23,871,639



県営モデル住宅

た。住宅の型としては、一号型・二号型・三号型・四号型の四種類に分類されておつたが、玄関の位置、炊事場の位置が若干異なる程度であつて、木造セメント瓦葺平屋住宅建で、六帖一室、四・五帖一室、炊事場一坪、便所・玄関付で建坪は一〇坪の建物であつたが、高率の抽選にて当選者は昭和二十四年八月八日に入居、最初は賃貸契約で家賃徴収貸付であつたが、その後売買契約にて昭和二十九年一月頃に所有権

移転登記がなされておる。土地については、

一区画三八坪―五五坪に区画され、当時坪当り六四〇円―七〇〇円程度で払下げられ五〇戸分が分譲の対象となつていた。

また、県は鷺山に住宅モデル建築を二ヶ所を実施しておる。

その内一ヶ所は緑ヶ丘の県有地で、昭和二十四年九月一九日入居者の一〇軒を建築しておる。建物の構造は、四・五帖一室、三帖一室、三帖一室の炊事場、外に押入、便所等で建坪一〇坪二合五勺、土地敷地面積約五〇坪で若干建物に依り面積の大小はあつたようであるが、当時風呂場が設計されてなかつたので、長良の公衆浴場まで行かれたようであつたが、入居については高率な抽選入居で当時の住宅難を現しておる。



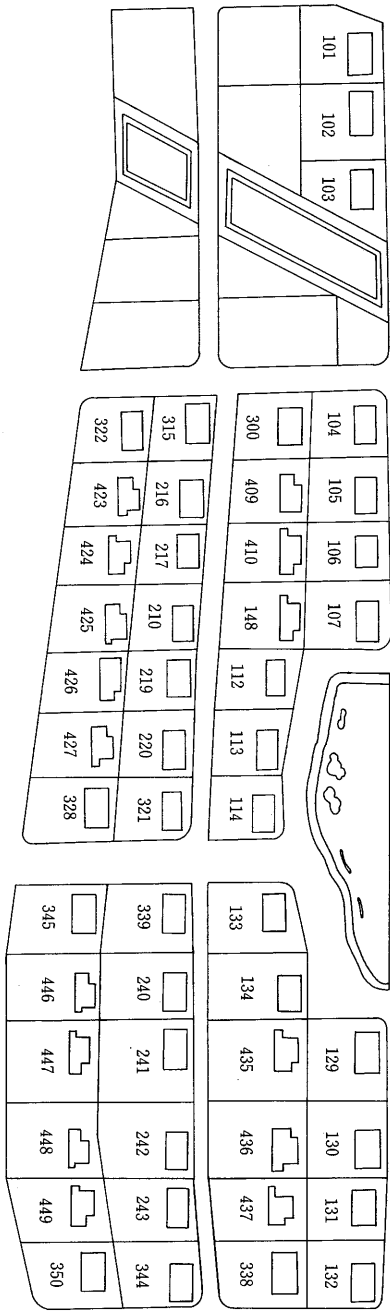
県営モデル住宅

第六章 現代の巖山

番号	坪数	金額	番号	坪数	金額	番号	坪数	金額	番号	坪数	金額	番号	坪数	金額	番号	坪数	金額	番号	坪数	金額																													
449	坪		447	坪		345	坪		243	坪		339	坪		457	坪		435	坪																														
															133	坪		131	坪																														
															129	坪		427	坪																														
															420	坪		423	坪																														
															321	坪		219	坪																														
															217	坪		315	坪																														
															113	坪		411	坪																														
															409	坪		107	坪																														
															105	坪		103	坪																														
															101	坪																																	
金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額	坪数	金額																													
350	坪	448	坪	446	坪	344	坪	242	坪	240	坪	338	坪	436	坪	134	坪	132	坪	130	坪	328	坪	426	坪	424	坪	322	坪	220	坪	218	坪	216	坪	114	坪	112	坪	410	坪	308	坪	106	坪	104	坪	102	坪

一、住宅番号百台数等は住宅の型を示すものとする。
 二、本住宅はすべてセミコンプレックスである。
 三、住宅正面に住宅番号は標示されている。

巖山地区住宅見取図



さらに、鷺山字中洙一七六八番地の四一、同一六九九番地ノ一附近にも、岐阜県建築展覧会モデル住宅建築として、木造瓦葺平屋建住宅八戸、鉄筋ブロックの陸屋根平屋建住宅二戸が建築されておる。この建物は住宅金融公庫融資住宅申込による公庫資金使用住宅で、昭和二八年一月二六日より受付、抽選に依り昭和二八年二月二〇日着工、昭和二九年三月三〇日完成予定にて、岐南興業株式会社・旭組・近藤産業株式会社・大日本土木株式会社・三井組等の請負にて建築され、土地敷地面積は若干の相違はあったが約八〇坪から九六坪程度、坪当り約三、六〇〇円、建築面積は約一八坪二合五勺で庭付建物で、構造においては一〇軒共に異り、八帖一室、六帖一室、四・五帖一室に炊事場・便所・浴室等で緑地帯をとったモデル住宅の建築であった。

このようにして、県営住宅・市営住宅・住宅営団等が古川河川敷を利用して一般住宅が建築されてきた。

工場の進出、官庁・一般住宅の建築 昭和二三年二月二八日付岐阜県公示第五八〇号をもって、長良川古川及び古々川廃川敷が処分された。その後、一先づ堤防敷を取りならした程度の道路が整備され、昭和二八年三月には、岐阜市正木一八八〇番地に川島紡績株式会社正木工場が完成し、岐阜に、日本に川紡ありの声望は、天下を圧したかの感があり、従業員も増員され多い時代には、一千人以上の女工員が居住され、日曜日・祭日ともなれば正木地内は町の繁華街の如く賑わい、工場をとりまく附近には急速に菓子屋・飲食店・履物店等ができはじめたのであった。

また、昭和一九年七月一日岐阜簡易保険局が、岐阜県・三重県両県の業務担当として岐阜市の中心柳ヶ瀬の丸物百貨店の四・五階で事務営業を開始した、たまたま昭和二〇年七月九日岐阜市上空を円を描いてとぶ爆撃機編隊の焼夷弾の火の雨で戦災を受け、華陽・梅林小学校を借り臨時庁舎として事務を開始した。当時職員定数は八〇二名であって、その後、昭和二十一年二月現在地である鷺山地内の土地を県に斡旋依頼して借り、二階建二棟の庁舎を新築し、昭和二二

年一〇月一日庁舎落成式を挙行した。岐阜簡易保険支局として、東海四県・北陸三県の業務担当の拠点地となった。鷺山地内にも岐阜簡易保険支局をとりまく周囲に飲食店・菓子屋・酒屋等も建ち町の形態がおのずから生まれて来た。さらに、正木地内には区有地として約一・一町歩余の廃川敷を、当時の代表者「山田慶左」外七名にて県より払下げを受け、区画整理をして個人に分譲住宅として約一二〇戸余りに売却した。現在の正木二丁目附近である。また、数人の土地を某会社が当時約四反余り個人買収し区画を整理して分譲された。緑ヶ丘附近で当時県有地でもあった関係上、当時県立であった岐阜大学医学部の官舎として千草町に一〇数軒の官舎が建築された。かようにして、まばらながら河川敷も整備、住宅地として今日の礎を築きあげてきたのであった。

路線名	起点・終点	幅員	道路認定年月日
長良―正木線	長良若竹町一丁目 ―正木字古川	一四呎二〇サ 一六呎八〇サ	昭和三二年七月三〇日
早田―正木線	則武字孫九郎起 ―正木貴船	一一呎〇〇サ	昭和三二年七月三日
運動場線	長良福光堤外八幡 ―鷺山字向井	一二呎〇〇サ 一九呎〇〇サ	昭和四〇年八月四日
清水―向井線	則武字清水 ―鷺山字向井	五呎〇〇サ 一一呎〇〇サ	昭和四一年五月二一日
忠節―鷺山線	忠節一丁目 ―南蟬二丁目	一五呎〇〇サ 三四呎〇〇サ	昭和四〇年八月三一日

(注 忠節―鷺山線は都市計画街路本町―打越線)

市道・県道の整備も上記のようになされて来た。

県道として、岐阜―大野線等が整備され、鷺山本通りにつづいて、運動場線、清水―向井線の道路改良に伴い、向井地域は住宅地としてめざましい発展をとげて来た。

主なる建物の建設状況は次の

ようである。

向井町分

名 称	建 物 構 造	年 度 築	収 容 世 帯 数
川崎重工株式会社	鉄筋コンクリート 造り三階建	昭和 三一	世帯 三六
同	〃	三三	五四
同	〃	三三	三二
同	四階建	四〇	三二
同	四階建	四〇	二四
同	〃	四〇	一六
同	二階建	五六	一二
同	四階建	五一	二四
同	鉄筋コンクリート 造り四階建	五一	二〇
同	〃	四四	二四
同	一棟	四四	二四
同	〃	四四	二四
同	〃	四四	二四

第四節 古川川敷の住宅建設

清州町分

名 称	建 物 構 造	年 度 築	収 容 世 帯 数
第二号	鉄筋コンクリート 造り二階建	四九	二四
〃	鉄筋コンクリート 造り二階建	三三	九
〃	鉄筋コンクリート 造り四階建	三九	一六
県職 独 身 寮	鉄筋コンクリート 造り二階建	五二	一六
〃	二階建	五〇	四
第三	鉄筋コンクリート 造り四階建	五〇	四
れ ん げ 寮	鉄筋コンクリート 造り二階建	五〇	四

県有地という関係もあつてか、県の建物が主であるが、これにともない一般商店街も急速に発展し隣接には早田小学校・伊奈波中学校・岐阜県立商業高等学校・岐阜県立岐阜北高等学校等の文教地域、また東の方は、鷺山校下の一部も県営総合グラウンド場の敷地になっており、環

境的に岐阜市中心部の近隣という良条件等もあって、最近商店街として隣接の早田校下と共に栄えて行きつつある。

住宅用地の大半は、古川・古々川廃川敷の処分に伴い・住宅・商店街が発展と共に、正木一八八〇番地には昭和三四年三月一六日岐阜正木郵便局が開局。当時は主として川島紡績株式会社正木工場の従業員を初め、正木地域の住民の利用者が多く、向井地域については、岐阜市向井二五六三番地の七五に昭和四八年二月一九日に岐阜北郵便局が開局され地域発展に貢献されておるのである。

古川河川敷の処分により、田畑の増は勿論のこと宅地利用により、人口・世帯数も増加し、国勢調査人口によると次頁のようである。

昭和二四年八月六日岐阜バスの開通に依り交通面においても当時としては一応解決した。また自家用自動車の普及等にともない、世帯数・人口等においても急増し商店街も充実して大小のマーケットや地元商店で大半は入手出来るようになり、岐阜市農業協同組合鷺山支店を初め各金融機関も次頁のように進出して来た。

このように金融関係が校下の面積三・一九平方メートルのところにこれだけあるのは、人口密度の高いということと金融関係の動きがはげ



昭和35年以降の廃川敷（飯沼千三雄氏提供）

しいのを現していると思われる。

人 口	世 帯 数	年度	
		昭和10年合併時	昭和25年
一、六三一	二六一	四、七四二	昭和30年
	一、〇七七	六、九九一	昭和35年
	二、一五九	九、八三〇	昭和60年
	三、八三一		

金融機関名	住 所	設 立 年 月 日
岐阜市農業協同組合鷺山支店	岐阜市正木一五二番地の五一	岐阜市農協合併 昭和三八年九月二日
岐阜市商工信用組合鷺山支店	〃 〃 中洙一七六八番地	昭和三五年四月二二日
岐阜市信用金庫鷺山支店	〃 〃 則武四二八番地の四	昭和三五年九月一九日
十六銀行 移動出張所	〃 〃 鷺山中洙一四〇九番地の二	昭和四〇年一月二日より 昭和四三年一月五日まで
十六銀行 鷺山支店	〃 〃 〃	昭和四三年一月二日
岐阜信用金庫東鷺山支店	〃 〃 鷺山字南蟬一〇三六番地の二	昭和五六年三月二五日
十六銀行 正木出張所	〃 〃 正木古川一九八〇番地の六	昭和五九年九月一九日
岐阜相互銀行鷺山支店	〃 〃 鷺山中洙一七六八番地の四七〇	昭和六一年六月三日

第五節 団地の草分け

清洲町の思い出 ここは鷺山一七六九番地である。戦前は、俗に早田河原といって、点在する小松の間に白い野バラ

や黄色の宵待草が咲き乱れて季節を彩り、すすき尾花の枯れる頃から冬にかけては狐や狸たぬきが悠々ゆゆうと遊んだという広い野原で、グライダーの練習場があったり、歩兵第六十八連隊の兵士が代るがわる演習に來たりするだけで、村人からはほとんどかえりみられないほどの不毛の地であった。云うまでもなく国有地であった。

戦災や引揚者の人々を救済するため、復興住宅の建設が住宅営団という役所の手によって計画されたのは終戦直後の昭和二年一二月で、その建設地として選ばれたのがこ鷺山の一七六九番地であった。

住宅営団岐阜出張所建設課長坂東武夫はこれが機縁でこの町に永住されることになり、その後広報会を指導された。戦後の混乱で物資は不足、建築材料の確保も並大抵の苦勞ではなかった。宅地造成から設計・建築工事まで文字どおり昼夜兼行の活躍で、僅か一年半で三〇〇戸を越える建物が完成した。昭和二年春早々に竣工した第一次住宅は瓦の製造が間に合わなくてトントン葺という板屋根であった。そのころはまだ団地という言葉はなかったので、どこへ行っても営団住宅といえば用が弁じた。これと前後して市内桜木町に二〇戸餘の市営住宅が建てられたが、この二カ所が所謂住宅団地というもの草分けであった。

誰からともなく町の名前がほしいという声があがりだした。何かにつけて不便でもあったのでみんなで考えることになり、入居者から提案された中から「清洲町」が選ばれた。尔来四〇年、いまだに公簿面では通用しない町名であるが、一般には清洲町でなければ通用しないまでに定着した。この町名には当時の入居者の心が籠っている。そういう意味で限らない愛着と一種の誇りに似た気持ちは今も持ちつづけている「清洲町」である。

工事は二次・三次と順調に進んで、何倍もの希望者の中から私は幸いにも第三次入居者の仲間に入れてもらうことができた。そしてこの町に住みついたのは昭和二年四月三日である。家は一次・二次より稍広くはなっていたが、六畳

と四畳半の二間に二畳の台所があっただけ。一応瓦葺ではあったがポロポロと砂が手についてくるようなセメント瓦であった。けれども白い壁がとてきれいな可愛いおもちゃのような家であった。二軒長屋であるから隣りとの境は壁一重、屋根裏は筒抜けで静かな時には咳をしても隣りへ聞えるので、壁際に家具を並べたりするほどの気のつかいようであった。八軒仲間の一つの井戸は主婦にとっては辛かった思い出の最たるもの。しかし入居者の殆んどが戦災で家を失い、あるいは外地引き揚げで住むに家のない悲惨な体験をもった者ばかりであったから、雨露を凌ぐことができればそれ以上の贅澤はいえないという切実な気持ちであったので、誰の口からも泣きごとは洩れなかった。

物資も食糧もますます逼迫し、三度の食事はトウモロコシや大豆入りの飯が精一杯であった。昭和二一年秋には早くも自作農創設特別措置法（第二次農地改革）が公布されて、農村部には総自作農時代が到来して、米は自由になった。こんなわけで堤防一つ越えた旧部落では、当時私たちが夢に見るほど渴望していた所謂「銀めし」が、普通食になっている人々が住んでいた。住宅街で食うや食わずで喘いでいる我々のことを「河原乞食」と囁く声さえ洩れて来たことも無理からぬ生活の違いであった。

下水設備のなかったそのころは農家の人が下肥しもこえをとりに来てくれた。私の家へ来てくれた北川某氏は「昔から肥こえとりは親戚の仲という言葉があるでナモ。困ったことがあったら何んでもいいんさいよ。」

と励まして、時々とりたての大根をそと置いていってくださった。河原乞食という悲しい言葉のかげに、こんな温かい心の人があったことは私の終生忘れることのできない思い出となった。貧富の差も、地位の上下も、口にするものもなく、みんなが手をとって、ひたすら再起の希望に燃えているものの集団であったから、町内の団結と融和は今思い出ししても涙ぐましいほど堅く、そして頼もしかった。町内の発展と生活改善のための話し合いが頻繁に行われ、次々

に実行に移された。その一つに住宅組合の結成がある。その目的はみんなの力で町らしい町をつくろう。更には建物敷地など将来の課題に対し、みんなの意識を統一して善処しようと考えたからである。そのころどの家でも屋敷の前もうしろも、たとえ一坪でも空地があれば葱を植えたり、大根を播いたりして、食糧の足しにしていた。横丁は辛かろじて通れるだけの畦道あぜみち同然であったが、日曜日ともなればみんなで草をとったり小石を除いて私道の姿を整えた。間もなく建物譲渡の話が組合と当局の間で進められたが、団結しているから話は早く、入居後僅か一年で払い下げが受けられた。小なりといえども一軒の家、その代金が一万三三三三円であった。夢にまで見た持ち家の生活にはいった。昭和二三年四月のことである。更にその三年後それぞれの住宅敷地が無償で贈与されることになったときは、天にも昇るよるこびであった。全町民が時を同じくし同じ条件で、しかも早期にこのような結果を迎えることができたのは、住宅組合のおかげであった。

つづいて生活改善と互助活動推進を目的として生活協同組合の設立を計画し昭和二三年二月上申し、同年一〇月二〇日付許可された。県下でこの制度を実施したのは第一号であった。まさに快挙であった。当時の趣意書によると次のような事業が計画されていた。

- 一、組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工又は生産して組合員に供給する事業
- 二、組合員の生活に有用な協同施設をなし組合員に利用させる事業
- 三、組合員の生活及び文化の改善向上に関する事業
- 四、組合員の生活共済に関する事業
- 五、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上に関する事業
- 六、前各号に付帯して行う事業

また組合の概要は次のようになっていた

一、出資の総口数 三〇〇口

二、払込出資の総額 六万円

三、出資一口の金額 二〇〇円

四、払込方法 金額一時払込

協同組合の事業の一・二を記して置く。

当時住民が一番難儀をしていた入浴施設即ち銭湯を委託経営によって運営した。今までは半日がかりで長良まで行かなければ風呂にはいれなかつた苦労から開放された町民のよろこびは大きく、その上組合員及びその家族は割引料金という特典まであった。銭湯は清洲湯と命名された。受託経営者藤田専右エ門の犠牲的サービスが永く町民の感謝の的になったことはいうまでもなかった。

次には購買部を設けて優良低廉な物資の確保を図り、特別価格で販売したほか、組合員には購入通帳による優遇と代金後払いという経済上の便宜も与えられた。また町民広場を造成して催物・盆踊りなどに活用し、住民の融和と安らぎの場とした。おかげで現在までその餘澤をうけている。

更には上下水道工事の促進と全戸受益を目指して基金の積立てを行ったり、都市ガス導入促進のため期成同盟を結成したりした。それが効を奏して早期着工の端緒ともなった。

張りつめた気持ちでアツという間に一〇年が過ぎ去った。正直なところ、こんな所で二年も三年も辛抱できるだろうかという弱音が心の片隅で疼いたことも一度や二度ではなかったが、一方では一步一步前進して行く町の姿を眺めて、思いあがりかも知れないが、自分たちの力できり上げた清洲町だという一種の自負心と、もつともっと住みよい町にしようと思う愛郷心も湧いてきて、ようやく落ちついて生業に励む時機を迎えたと感じるようになった。昭和三三年の正月、「広報ぎふ」の新年号に「発展する川北の将来」という拙文を掲載してもらったことがあった。そのころすでに金

華橋の架橋や県営グラウンドの整備などは話題にのぼっていたが、それにつづいて刑務所の移転や学園都市構想、それに伴う交通網の整備など、川北の夢は極めて大きいものであった。私なりにまとめた夢は次々に実現し、また実現しつつあることは、まことに愉快であるが、中には見事に外れた夢もあった。その一つ、長良北町から鷺山を経て忠節橋を結ぶ市内循環電車開通の構想である。今、路面電車はクルマ社会から邪魔者扱いにされており、現存の市内電車すら影を薄くしているが、私は必ず日の目を見る時代が来ると信じている。それは日の目ではなくて地下かも知れない。長良・鷺山・北方・穂積を経て羽島に至り、笠松から岐阜駅へと、東京の山手線並みに間断なく走り廻る。それが二一世紀にかける夢である。

時の市長から記念として床置きのお田犬をいただいた。私は何んという理由もなくこの犬に「フク」という名をつけた。動かぬ愛犬、今、愚にもつかぬ戯言を綴っている私をやさしく見つめている。この犬との付き合いもすでに三〇年になった。思い出は常に新しく思い出は常になつかしいものである。

(清洲町六丁目 国枝定雄氏稿)

No. 100

国枝定雄氏

會員通帳

鷺山生活協同組合

昭和44年2月27日
支取額 5000円

出資證券

国枝定雄氏

出資金 貳百圓也

出資者は当組合の定款に基づいて組合員としての契約を締結す
 一 本組合の事業に依つて附帯して生じた場合出資証券組合員に當り田月十五日前に返却する
 一 本組合の事業に依つて附帯して生じた場合出資証券組合員に當り田月十五日前に返却する
 一 本組合の事業に依つて附帯して生じた場合出資証券組合員に當り田月十五日前に返却する
 一 本組合の事業に依つて附帯して生じた場合出資証券組合員に當り田月十五日前に返却する

協同組合 出の最々

県営住宅入居当時の思い出 鷲山緑ヶ丘に県営住宅（五〇戸）が建設されたのは、終戦後のあの混乱期の続いていた昭和二四年のことであった。新聞紙上で入居者募集のを知り、当時、中国から復員後の三年間を、妻の実家（長良八代）に疎開を余儀なくされ、懸命に住宅を探し求めていた私は、予想されるはげしい競争抽選に、半ばは駄目だろうと思いつつも、早速申込手続きを済ませた。

申し込みに先立って現地を観に行ったが、いわゆる長良川廃川地域（それまでは現在のバス通りが堤防であったのを取り払い道路とした）で、一帯は石ころばかりが露呈し、形ばかり整地された一画に、東西に亘り四列に建てられた小住宅が、丁度マツチ箱を並べたような感じであった。住宅毎の境界もなく、むろん排水溝もない。また緑と名のつくものは全くない、ひどく殺風景な景観であった。

ところが、いわゆるトントン葺きに板壁、しかも大抵は二軒続き以上の長屋建で、ほとんど雨露を凌ぐだけのバラック建てが多かった当時の住宅事情からみれば、実に勿体ない位立派な住宅として私の目に写ったのである。何よりの魅力は一戸建であること、それに建坪は一〇坪（六帖・四帖半、それに二帖分の板の間）しかないが、敷地は当時の常識からすれば実に広くとつてある（東の方の宅地は広く、西へ行くに従つて狭くなつていくが平均で一戸当り約四六坪）。また屋根はセメント製ながら瓦葺きである。壁も一応土壁であり道路も広くとつてある。これらは他地区の住民からも羨望の的として見られていたようである。

半ば諦めていた抽選に運良く当選したときの喜びは忘れられない。八月八日、戦災のため僅かばかり焼け残った家財道具を、荷馬車一台に積み込み、約三キロの道程を親子三人で馬車の後につき添って転居して来たときのこと、懐かしい思い出の一駒である。

私達が引越して来た丁度二日前から、市営バスが開通していた記憶がある。このことは当時岐阜市内に勤務していた私に取っても幸運なことであった。市営バスには尔来今日までの三八年間、随分厄介になって来たが、また思い出も多い。開通当時は緑ヶ丘バス停はなく、正木バス停まで歩かねばならなかったもので、その後市側へ度々お願いして、数年後に緑ヶ丘バス停の設置が実現したこと、開通当時は木炭車や電気自動車であったため、馬力が弱く、忠節橋の坂道にさしかかると、乗客の多い場合は中々上ることができず、乗客のうちで元気のよいものは車から降りて、坂の上まで押し上げたことも再々であった。(ガソリン車は二六年頃から導入された)。

入居した私達住民が最初に始めたことは、敷地内の石ころをとり除いてそのあとへ土を入れることであった。幸い付近には畑地の名残りらしい砂土が多少は点在していたので、我れ先にと土運びに精出したものである。何が幸いするか判らないもので、野戦時代に中国で、天秤棒を肩に物を運ぶことには随分訓練してあったので、この特技を活かすことができた。建物の前の庭にあたる部分だけで二〇坪位の広さがあり、ここへ全面二〇疋から二五疋程の厚さの土を盛ることは中々の重労働であったが、暇があれば毎日のようにモッコ担ぎを続けたものであった。ようやくでき上った土盛り跡へは、数年間に亘って野菜造りに励んだものである。

今では一級河川として立派に改修された正木川は、当時は低地を縫うように流れていたもので、とても川という名がつくようなものではなかったが、子供達にとっては魚取りや水遊びなど危険のない恰好がっこうの遊び場所であった。私の家のすぐ前あたりでチョットした浅瀬になっていたが、或る晩その浅瀬を白い腹を見せながら上る鮒なまを見付け、手つかみでバケツに一杯獲れたこともあった。今では想像もできないような昔話になった。

五〇戸だけの孤立したような一画であったが、周辺特に南側から市営住宅などの建設が始まり、次第に戸数が増える

とともに住宅団地として目覚しい発展を辿ることとなった。

吾が県営住宅も昭和二九年一月には、念願であった土地建物の住民への譲渡手続も完了し、たしかその年には上水道の給水が始まったと覚えている。三八年には都市ガスも引かれ、また四五年には待望久しかった下水道工事による水洗式トイレも実現した。これでいわゆる文化的生活の三要素ともいべき、水道・ガス・下水道が完了したが、これまでは入居以来実に二一年の歳月を要したことになる。

現在では緑ヶ丘の地名に恥じない緑豊かな地域に変身を遂げたが、入居当時の情況に思いを馳せるとき、まことに感慨一入なものを覚える次第である。
(宮部信一氏稿)

入居時の思い出 昭和二〇年七月九日夜一時四〇分よりの岐阜市大空襲により、二三年間も住みなれた我が家を、家財と共にすっかり焼失しました。

翌日の昼近く、避難地で、警報と共に職場へ出て行った主人も、私と長男を探してきて、家族三人無事を喜び、夕方には山県郡下伊自良村の親戚の家に着きました。

この村に二年居住し、翌二三年三月、岐阜市に近い高富町に転住し、翌二四年三月長男の小学校卒業式をすまして翌日、第四次市営住宅に入れて頂きました。

僅かの荷物を積んだ荷車を引いて、広い河原に建つ大きな保険局を目あてに、長良の方から来ました。

沢山の同じような住宅が建ちならんでいましたが、私共の家は、今の本通りに添って、南側に建てられた二列目の西から二軒目で、すぐわかりました。家の南側には、前年建てられた第三次住宅が六戸ずつ二列あり、全部入居されていました。

家は六帖と四帖半の二室、畳も入れてあり、押入れ付き、裏には籠や水のよく出る押上げポンプもついでいて、炊事に便利でした。又、大小の便所もあり、その日から何不自由なく暮らすことの出来る有難い家でした。戦災で岐阜市を離れて、農家の小家や離れて暮らしていた身には、嬉しい我が家でした。

家賃は一八〇円で、早速、市役所へ手続きをすませ、配給手帳や物資購入券を頂いてきて新生活が始まりました。第四次住宅の中央には、住宅二戸分程の空地があり、松の木が二―三本植えてあって、緑地帯と呼び、ここだけは石ころもなく土が入れてありました。

西側には、南の畑へ行く農道が一本通っていて、この道をはさんで両側に沢山の家が建てられていて、殆んど入居済でした。

川原に整地されずに建てられた住宅なので、家の中の土間・床下・庭も石ころ、道は石ころ道で下駄などで歩くには大変困りました。

毎日、旧堤防のがけ下や緑地帯から土を探してきて入れ、歩き易く整地するのに忙しい毎日だったことを思い出します。入居して間もなく、役員会の通知があり、主人が出席しました。第三・四次の町内は、合同で行われ、会場は廻り持ちだったようです。会は、毎週一回、時にはそれ以上にもあり、議題も、物資の配給や通知、腸チフスの予防注射の件、警備に関する事等、さまざまでした。

二・三回目の時、町名がないと不便だからと言う議題が出て、「白い鳥が飛んでくるから白鷺町、近くを流れる川は古川と言うから古川町、同じ川添いの西の住宅は、西古川町と決まった」と言うことを、役員会から帰った主人から聞かされました。

当時、刑務所が近く、脱走する人もあったり、西の方はまだ川原のまま、月見草のいっぱい咲いた草原が広がっていて、夜は真暗で出かけるのも恐ろしいくらいでした。

町内で夜回りをする事がきまり、堤灯・拍子木・引いて歩く鉄棒などを購入する費用も共同で出し合い、一晚に二回位づつ、町内回り持ちで実施され、私も出ることがありました。又、衛生組合も出来て、腸チフス予防注射も何回となく行われ、会場は、空いている家、又は清洲町の風呂屋、保険局の中庭等、町内の子どもを並べて連れていったこともありました。

当時は、米その他の主食は決められた日に配給所は長良の方まで行かねばならないので、町内いっしょに出かけました。差支えのある家、病人があつて行けない人の分は、配給券を預つて代理で購入してくるのでした。

引き揚げや火災等で難儀をした人が多いので、いづれも助け合い、話し合い、けっこう面白く行つてくる事が出来ました。

こんな暮しが一二年つづき、各家も表や裏を上手に整地して、瓜や茄子が花に代わつて作られる時代もすぎて行きました。

ここへ転居した時は、私の家では長男が中学校へ入学する時でした。当時の学区制では鷺山は第八中学校校区で、今の島中へ通学せねばなりません。子供は自転車で通いますが、月に二、三回学校へ行く私共は困りました。

寄留、その他の手続きをして、長良中へ通う人もありましたが、夏休みすぎに校区変更があつて、みんな大助かりでした。

二五年一月頃、岐阜市からか小学校からか、婦人会に対し新入一年生の中には通学に注意せねばならぬ件も多く、又、

入学して学校で泣く児童も多いので、婦人会で何とか就学前に少し面倒を見るようとの通知を受けました。古川町では、私の家で準備する事になり、話し合った所、一五人の新一年生があり、白鷺町からも三人参加されて一八名ありました。毎日、午前中だけ一〇までの数え方、数字の読み書き、絵本の見方などを、稽古しました。教材として絵本や紙などは、市役所から届けられました。二冊位送られた本には、花咲爺さんの絵や話、簡単な俳句などがついていました。子供達は「雀の子そこのけそこのけお馬が通る。」などとおもしろく読んでいました。又、時には危険の少ない通学路をえらんで、学校までつれて行き、道の歩き方、肥料だめの埋めてあるふたの上へのぼらぬこと、畑へ入らぬことを指導しました。親さんもよく見に来てくださったり、手伝って頂きました。あとで夏休みの頃だと思えますが、白山校下の大きなお宅へ、この子供達を連れて来るよう市から通知があり、ここで前の教室の実演をして映画に撮られ放送されたり、後から思うと、私にも楽しい思い出となりました。

こうしている／＼のことがあり、二七年八月には、当時の入居者に家屋が払い下げとなり、二八年一月に、町内の側溝が完成し、二九年三月一〇日上水道も完成、送水開始で、生活も改善されてきました。

当時の市営住宅も殆ど改築された今の古川町の変化を目の前に見るにつけ、私も長生きをさせて頂いたおかげ様と、喜びをかみしめています。

(古川町 水野はる氏稿八九才)

入居時の思い出 昭和二二年八月、古川地区に第三次市営住宅が建てられて、大東亜戦争で外地から引き揚げてきた人達や、戦災で焼け出され、家をなくした人達が優先的に入居できることになりました。

現在の古川町・白鷺町・西古川町にまたがって六〇戸が最初に建てられました。二戸つづきの長屋で、一戸の建坪が七坪でした。吹けば飛ぶようなどいわれるとおり、マッチ箱のような小さな家でした。吹きさらしの河原の中で、強い

風の日は開き戸が吹きとばされそうでした。屋根はトントン葺きと言つて、五^ト層位の薄い板で出来ていました。畳は表が藁で出来ていました。これだけでも如何に物資が不足していたかが想像されます。吹き降り^ホの時は、家の中まで雨が降りこみ、畳を上げなければならぬ位でした。炊事場には流し台も調理台もなく、土間にコンロを据え、拾い集めたゴミを燃して火種をつくり、炭を熾^{おこ}すというやり方で、本当に想像もつかない有様でした。

戦争末期の混乱の中を辛^{かろ}じて生き延びた人々が、戦災の痛手や引き揚げの苦勞をそれぞれの胸一ぱいに詰めてここに集まり、別れ別れの家族もようやく一つ屋根の下で生活することができるようになった喜びは、言葉では言うことができません。私共一家も四年も疎開して主人と別れて生活していましたが、三人の子供をつれてここに来ました時は、家は小さくても、やっと戦争が終つたという感じを心の底から味わうことができました。初めて入居した晩、全部透明ガラスだった窓から空の月を眺めて、苦しかった生活など思い浮べて涙を流し、一緒になれた感慨にふけりました。

一夜明ければ、先ず第一に頭に浮かぶことは食べることでした。僅かな配給の米・メリケン粉・馬鈴薯・さつま芋等を如何にして食べさせたら満腹感を味わえることだろうと、一日中そんなことを考えつづけました。配給所は長良北町でした。雨の日や雪の日には子供をお隣りにあずけ、手造りの箱車を引いて、時には両隣りのさつまいも一しょに運んだことも思い出深いことです。四次・五次とだんだん家がふえて、配給所も白鷺町に移ったので、大変助かりました。野菜などは近くに農家があったので、随分助けていただきました。

人々は住む環境・境遇に合わせて色々^{色々}と知恵を働かせながら、助け合い、相談し合い、住み易^{やす}くするために一生懸命でした。

五次の住宅が出来るところまでは、現在の本通りは堤防でした。家がふえるに随つて、堤防はどんどん崩されて、トロッ

コがしかれ、河原はだんだん整地されていきました。

岐阜市内に出るには長良まで歩いて行きました。刑務所の附近では、毎日囚人が畑で働いていました。看守の目を盗んで話しかけてきたり、タバコをねだられたりして随分気味の悪い思いをしました。簡易保険局が完成し通勤の人達もふえて来たのでバスが通るよう要望の聲が高まり、署名運動などして市へ嘆願したことも記憶に残っています。バスが通るようになって鷺山も一新されました。人家も殖ふえて店舗も次第に多くなり現在に至りました。

(熊崎すみ氏稿)

四〇年前入居の想い出 私たち一家が当地に入居したのは、昭和二年二月である。

岐阜旧市内で戦災に逢い、焼け出されて友人宅の二階を借り、肩身の狭い思いをしながら二年近くの歳月が流れたとき、ここ鷺山に営団住宅が完成、幸い抽籤に当って親子三人が移り住むことができたのである。

一次・二次の住宅は屋根がトントン葺きであったが我が家は鉄板葺きで黒いコルタールが塗ってあり、二軒長屋で六畳と三畳

八軒仲間に井戸ひとつ



の二間きりであったが、六畳間には畳が敷いてあり、新しい木と新しい畳の香りが心に沁みて、ようやく人心地が甦り、これからは誰に気兼ねをすることもなく自由にできると思うと、それこそ天にも昇るうれしきであった。入居者一番乗りで隣り近所は空家であったが、次々に入居されて、全戸が入居されたのは間もなくであった。家賃は一カ月一五円であった。

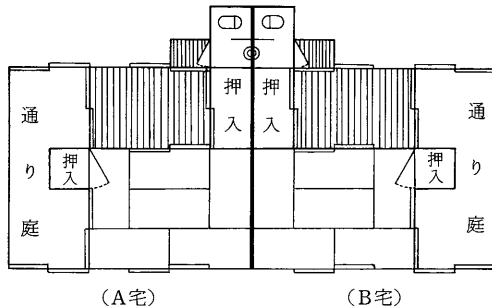
生活を初めて一番困った事は風呂屋へ行く事であった。乳呑児を抱え、入浴道具・着替えを持って、堤防の横腹を這うように、道三塚から崇福寺を抜けて長良北町の銭湯まで出掛けるのは、並大抵の苦勞ではなかった。夜は外灯もない暗闇で、辺りには人家もなく物騒で、女子供の通れるような道ではない。天気の良い日だけの半日がかりの大仕事であったから、一週間に一度か、時には一〇日目くらいにしか行くことができなかった。

八軒仲間に一つしかない共同井戸も思い出深いものである。炊事や洗濯の混雑が大変で、気の弱い妻が障子の陰で井戸端の空くのをじっと待っていたのを可愛そうだと思ったものであるが、反面井戸端会議が賑やかであったこともなつかしい思い出である。

入居以来四〇年、その間道路・側溝・下水など次々に完備され、昔の面影はなくなった。

今日では住宅街として立派に発展し、誰もが第二の故郷として落ちついた生活ができるようになったのは幸せである。

2軒長屋・間取りは町内全戸みな同じ



第六節 区画整理と道路網

鷺山第一土地区画整理組合

川北地区の現状 昭和三九年一〇月金華橋の開通にともない、本町―鷺山線を幅員一八呎・延長七〇〇呎に、昭和三年一二月都市計画審議会にて決定、さらに、本町―打越線に延長二五二呎と昭和三四年一月都市計画審議会にて決定し、川北地区の将来の発展のために開発計画がとられた。

本町―鷺山線については、昭和三四年より昭和四八年にかけ、八〇・一九呎を早田開発土地区画整理組合の事業の一環として取り入れ道路整備がなされた。昭和四〇年には県営グラウンドを中心として、全国国民体育大会が盛大に開催された。さらに北部の長良福光においては昭和三七年より五三年までに面積一一・一一七呎を長良福光土地区画整理組合において基盤整備され、川北地区の宅地化も急激に進み、さらに上土居においてもその気運がたかまって来た。

昭和四三年頃より鷺山地内においても都市計画道路本町―打越線の建設計画が上土居土地区画整理事業の気運によって再熟化して来た。

耕地整理法と土地区画整理 土地区画整理事業は土地改良事業・耕地整理事業と類似する点が多々あって、農地の宅地化を図るために耕地整理の手法を準用する形で土地区画整理事業が明治二一年頃より実施されて来た。その後、大正八年旧都市計画法が制定され、土地区画整理事業が都市整備の手段としてはじめて法律に明文化された。

第二次世界大戦によって都市の多くは戦災を被ったが、この復興に土地区画整理が活用された。法制上は依然として耕地整理法の準用という形式をとってきた。

このような実体であったので、昭和二十九年五月二〇日付法律第一一九号をもって、従来の土地区画整理に関する諸規定を総括して新たに単独法として土地区画整理法が制定された。

法律の目的は第一条にこの法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者・旋行方法・費用の負担等、必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することとした。

このように土地区画整理事業の主眼点は、公共の福祉の増進を計ることを目的としておる。

鷺山第一土地区画整理組合設立準備委員会 準備委員会の主眼点は、第一に都市計画道路本町―打越線の用地確保と事業の促進、第二に附近一帯の公共施設の整備改善で、昭和四四年一月に左の方が設立準備委員として選任された。

鷺山三九七番地 棚橋訓一郎

鷺山三九六番地 北川藤七

鷺山三二四番地 森瀬甚一

鷺山四〇八番地 北川千里

土地区画整理法によると、減歩率・換地問題等種々多難なる諸問題が続出し、土地区画整理事業の区域としては、鷺山字西蟬・字南蟬・字八幡・字池田・字長良福光・土居の一部内、以上を対象区域とし、鷺山部落公民館において、岐阜役所職員・岐阜県土地区画整理協会の担当者の説明会並びに検討会議等十数回開催したところ、賛否の意見に分かれ難行したが、一応土地の地権者一四〇名の内三分の二以上の同意が得られたので岐阜県知事宛に事業認可申請を提出したところ、昭和四五年五月四日付岐阜県指令第一一六号を以て岐阜県知事より組合設立の認可が下附された。

鷺山第一区土地区画整理組合の設立と事業 昭和四五年五月鷺山部落公民館において組合設立総会を開催、組合設立

準備委員長棚橋訓一郎より設立までの経過を報告し、諸規定の承認をえて無事設立総会を終了した。なお同年六月に第一次総会を開催し役員を次のとおり決定した。

役員	理事長	棚橋 訓一郎	〃	高瀬 太吉
	副理事長	森田 良一	高瀬 謹一郎	向井 礼一
	理事	矢島 進	粥川 次郎	高井 道夫
	〃	粥川 照光	大野 幸一	高瀬 宗吉
	〃	北川 千里	北川 保夫	北川 敏雄
	〃	森瀬 正一	森瀬 一夫	神谷 善一
	〃	井上松次郎	矢島 金雄	高井 良夫
監事		森瀬 仙一	北川 定	

鷺山第一土地区画整理組合の事業内容

(一) 施行地区の位置

岐阜市の北部、中心市街地より約三棧の地点にある。

(二) 現況と施行目的

当地区は、東は長良、西は鷺山正木、南は早田の各既成市街地に囲まれた約一一畝ほどの平坦地で住宅地として最も適した条件を備えている。土地利用の現況は約六〇%以上が畑地で野菜等を生産している。

当地区の中央を縦断する都市計画道路本町一打越線の開通によって附近一帯は急速に市街化され、このまゝ放置すれば不健全な市街地となることは明確であるので、こゝに当事業を施行して公共施設の整備改善及び宅地の利用増進

整理前後地目別対照表

整 理 前			整 理 後		
	㎡	筆		㎡	筆
田	9,218.37	39	田	7,702	29
畑	72,120.52	243	畑	58,068	250
宅地	17,024.51	99	宅地	14,751.79	88
原野	168.38	4			
池沼	267	1			
雑種地	1,104.78	12	雑種地	724	4
道路	10,379.93	110	道路	24,377.45	43
水路	549.77	5	水路	694	2
換地不交付	22.66	3	公園	3,406	2
測量増	4,014.70		保留地	5,147.38	55
合計	114,870.62	516	合計	114,870.62	473

第六節 区画整理と道路網

整理施行前後

種 目	施行 前	施行 後	減 歩 率
公 共 用 地	9,937㎡	28,250㎡	(公 共) 17.44%
宅 地	100,829	81,498	
保 留 地		5,143	(保留地) 4.90%
測 量 増	4,125		
合 計	114,891	114,891	22.34%

資 金 計 画

収 入

区 分	金 額
保 留 地 処 分 金	117,953千円
雑 収 入	15,147
合 計	133,100

支 出

区 分	金 額
工 事 費	68,608千円
損 失 補 償 費	5,590
利 子	—
調 査 設 計 費 及 び 事 務 費	58,902
合 計	133,100

四九三

を図らんとするものである。

土地区画整理前後の地目別対照 土地区画整理事業施行後、特に区域内として大きく変わったことは、先ず三割の公園面積を確保し、公共道路が整理前の約倍になったこと、整理前の測量増約四、〇〇〇平方呎あったこと等が事業の内容として主として目にとまるところであった。

昭和四五年五月四日

昭和五九年一月一七日

一一四、八七〇、六二平方呎

一七二名(当初より増)

昭和四五年五月一日

一五五、三六八、〇〇〇円

昭和四五年一月二日

二七〇筆

昭和五八年一月一八日

鷺山第一土地区画整理組合の事業を終えて 一六年の長期に亘りましての事業が、組合解放後の清算事務も終了ということで六一年一〇月二五日岐阜県知事の承認を得ました。

私達の事業は、昭和四五年五月に都市計画道路本町一打越線の用地を確保し、合わせて付近一帯の公共施設の整備改善をし、住みよいまちを作ろうということで、地権者有志の熱意が盛り上がり発足しました。

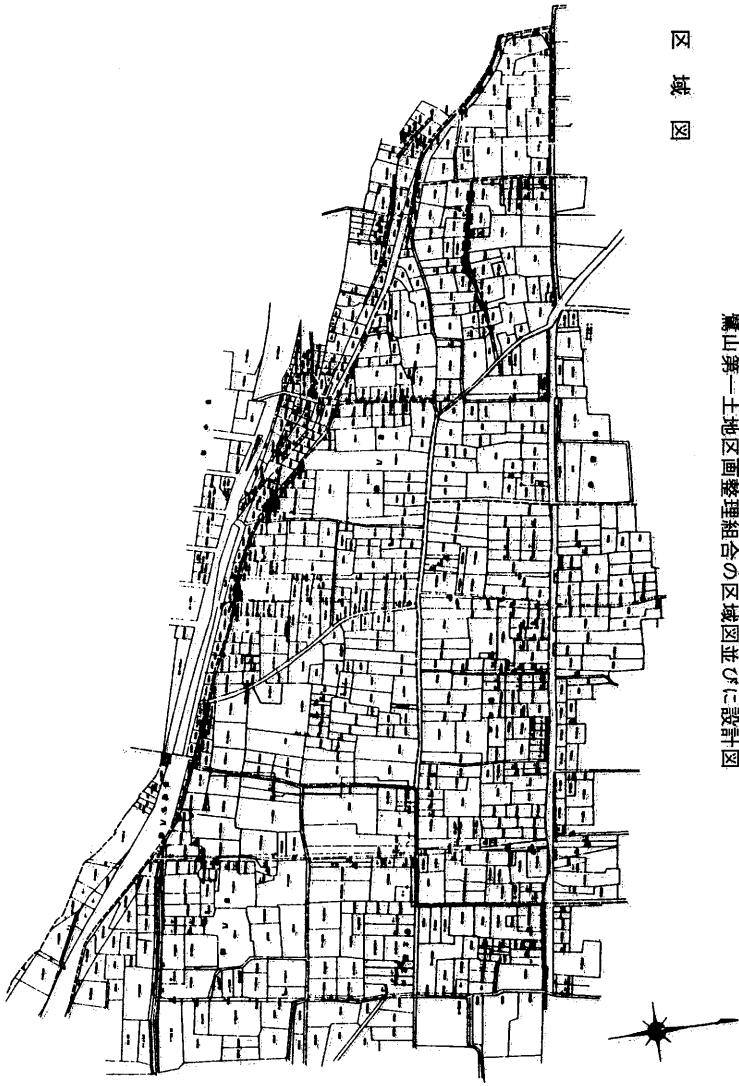
施行地区の位置は、岐阜市の中心部より約三^〇北にあり、岐阜刑務所の西にあたる所で、地区内は、平坦な畑地が殆どを占め、住宅地とするには、最も好ましい条件をそなえた所でありました。

僅か一一畝の施行面積でありながら、このような長期間の事業になったのは、筆舌に表現できないようなことがありました。

仮換地を指定したところ、それに対する行政不服審査請求が、多数提出され、その対応に役員は日夜苦勞致しました。

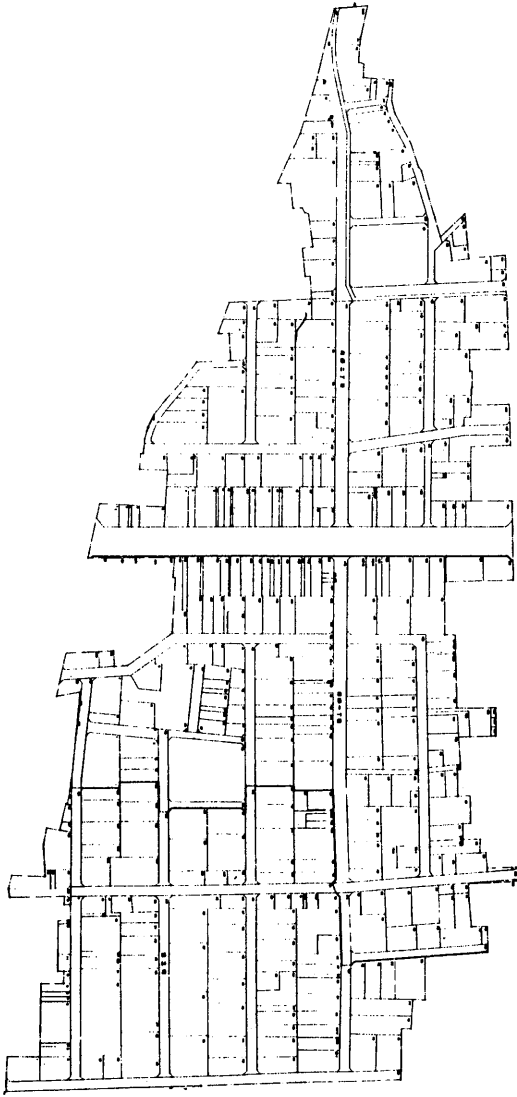
区域図

糠山第一土地区画整理組合の区域図並びに設計図



第六節 区画整理と道路網

設計図



いろいろと調整をしましたが、民事裁判に持ち込まれたものもあり、その間は、事業が進まないということで、役員報酬を辞退したり、棚橋前理事長の突然の交通事故死等、いろいろなアクシデントを乗り越えての完了です。苦しみが多ければ、その喜びは、また格別であり、今は一大事業を成し遂げた安堵感に浸っているところでもあります。

事業着手のときは農家が点在し、製材工場が一箇所あったのみところが、現在は、区内を南北に走る都市計画道路の開通により、この地の様相は一変致しました。スーパーマーケット、銀行、バスセンター、飲食店など日常生活に欠くことのできない環境も整備充実され、素晴らしい住宅地となりました。

発足当初には思ってもみなかった岐阜刑務所の移転が、来年行われるぎふ中部未来博の駐車場になるということに決定されております。

この跡地利用を含め今後この周辺は、川北地区の中心地となると思います。 昭和六二年理事長 矢島 進

鷺山第一土地区画整理組合解散総会 本組合区画整理事業は、都市基盤形成上本町―打越線の計画実施に伴い、かねてより有志の方々の熱意は言うに及ばず、特に設立準備委員代表でもあり、当時鷺山校下農業委員・岐阜県土地区画整理組合連合会副会長の当組合の初代理事長棚橋訓一郎は組合員の信任も極めて厚く、粉骨碎身組合運営につとめられた。事業中途の昭和五八年一〇月交通事故により氏は



区画整理。本町～打越線完成
(天野敬也氏提供)

逝去されたが、その後も土地区画整理事業は整然と進められた。

昭和六〇年六月三〇日鷺山部落公民館において解散記念式典を挙行した。解散前の役員、総代は次のとおりであった。

理事長	矢島 進	森瀬 一夫	北川 保夫	北川 千里
副理事長	森田 良一	高瀬 道夫	矢島多目吉	高瀬 亘
理事	粥川 照光	粥川 次郎	向井 礼一	北川 弘
〃	高井 吉夫	井上 松太郎		
監事	森瀬 仙一	小森 昌文	高瀬 裕幸	敷島 稔
			神谷 善一	高瀬 勇

総代

住宅街の発展 長良川は岐阜市長良地先で、古川・古々川を分派しており、これを締め切るとともに、現在の長良川の川筋を拡張掘削することによって、洪水疏通の向上をはかったものであり、その要請は江戸時代からなされていた。工事は昭和八年に着手され一四年一〇月に締め切り築堤が完成した。さらに引き続いて旧古川合流点の付替工事（現在の伊自良川）を二六年に竣工し、当初の目的を達成された。これに依り生じたのは、一六〇畝（約五〇万坪）の広大なる麿川敷地の土地である。

この敷地に関係した地区は、東から長良西・早田・鷺山・則武・島の五つである。

その中でも、鷺山地区の利用度は、極めて多角的・多面的である。

締め切り後、すぐに敷地内の川原の開墾、杉林・竹藪の開墾などで畑を作った。

そして昭和一九年岐阜市立中学校（現在の北高）をかききりに、高校が二つ、中学校が二つ、小学校が一つ、さらに最近専修職業訓練学校もでき、一大学園地区が誕生した。なお、岐阜簡易保険局、岐阜少年鑑別所、自衛隊岐阜地方連

絡本部などの国立の建物、さらには県営総合グラウンドを初め市営の交通部・公園など、また、個人の住宅地等、まさに多面的な利用状況である。

とりわけ、公共用地として、国・県・市の利用が多いのは、昭和二三年以前は国有の河川敷地であり、公用が廃止されたあとは、県有の土地となったから当然といえよう。いわゆる認定地（川原畑）は昭和二三年一月二八日付岐阜県公示第五八〇号をもって長良川古川及び古々川廢川敷処分が決定し、その土地は個人用地となり、あるいは県営・市営の公共施設ができた。さらに、昭和二三年には、忠節橋が永久橋になり、関係地区の公共用地建設として、また、一般住宅地として極めてよき適地を得たのである。

では鷺山地区をはじめ、各地ごとどのようにに廢川敷地を利用して公共施設が建設されたかを記してみよう。

〈鷺山地区〉

国立―岐阜簡易保険局

―岐阜少年鑑別所

―岐阜大学医学部職員住宅（現在国立岐阜大）
（学職員アパート）

―北郵便局

―郵政職員住宅

県立―県営グラウンドの一部

―県営住宅

―岐阜北警察署（現在上土居に移転）

―清流園及び身心障害者授産所

市立―岐阜市北消防署

―公園

―市営住宅

―職員住宅

―岐阜北警察署正木駐在所

（教職員アパート
警察アパート
県職員アパート）

〈早田地区〉

国立―岐阜電報電話局長良分室

―建設省、自衛隊、税務署官舎

―郵政アパート

県立―岐阜県立北高等学校

―岐阜県立商業高等学校

―岐阜専修職業訓練校

―岐阜高等技能学校

―第三野球場

―県営グラウンドの一部

市立―岐阜市立早田小学校

―岐阜市立明郷中学校

―岐阜市交通部（昭和六二年柿ヶ瀬移転）

―岐阜市テニスコート

―早田北公園（グラウンド南）

―早田西公園（伊奈波中学前）

―光公園

〈長良西地区〉

国立―建設省長良川第一出張所

―法務省アパート

県立―県営グラウンドの一部

―青年の家

市立―岐阜女子短期大学

―岐阜市立長良中学校

〈則武地区〉

市立―公園

〈島地区〉

県立―島県営アパート

―島警察アパート

―県職員アパート

市立―岐阜市立島中学校

―岐阜市立伊奈波中学校

以上が廃川敷地を利用しておる主な公共施設であるが、この外に一般住宅街として発展したのが、主として鷺山地区である。戦災で家屋を焼失した約二万戸の人々は、親類・縁故者に身を寄せ、防空壕を補強し、焼残り資材でバラックを建て、あるいはわずかな資材をえて仮小屋を建て、焼跡による生活をはじめた。終戦による海外よりの復員・引揚者に対する住宅地区としてここが着眼された。広大な土地は集団地としての適地、県営住宅・戦災復興市営住宅・住宅営団の住宅地としての適地である、昭和二二年住宅営団が建設した二一六戸、戦災復興市営住宅として、昭和二二年度第三次の六〇戸を初め、県営住宅等、真新しい住宅が建築された。他校下に比して極めて世帯数・人口等は増加してきた

が、その理由の一つとして廃川敷地を利用した住宅街の進出がある。

県道・市道の整備 昭和二三年忠節橋の架替えと共に県道岐阜―神崎線も川北地区の重要路線として拡幅された。

市道早田―正木線は現在よりやや狭い道路幅員で川島紡績正木工場まで暫定工事がなされ、さらに長良―正木線においては幅員一四呎二〇寸―一六呎八〇寸でやや旧堤防敷に沿って暫定工事を施行し、早田―正木線は幅員一四呎として、いずれも昭和三二年七月三〇日道路認定がされておる。当初は市道といわれるものの、石礫の多い河川敷そのままの状態、昭和四〇年～四五五年にかけて舗装が施行された。

市営バス運行 このようにして、一応官庁並びに学園地帯と共に一般住宅も戦災復興事業による建築が急激に進められ、鷺山地区は飛躍的発展をしたのであり、市中心部との交通機関の足となるべくバス運行は是非とも市民の望むところであった。

市民の足の確保として市バスの運行 かように、鷺山・早田・則武・長良西地区一帯は暫定道路であったが、地元の有力者の強い陳情等もあって、市当局は次のような一般乗合旅客自動車運送事業の申請を運輸大臣宛に申請した。

岐阜市営バス運行の申請書

事項書

一、住所、名称及び代表者の氏名

岐阜市美江寺町三番地

岐阜市役所

岐阜市長 東 前豊

二、経営しようとする事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

三、路線 別紙路線図添付

(イ) 起点 岐阜市金町八丁目広場(岐阜駅前)

終点 岐阜市湊町四二一番地ノ三(長良橋前)

(ロ) 延長 八・一棧

(ハ) 主なる経過地

新岐阜駅前 金公園前 県庁前

忠節町通 忠節橋 則武 保険局前

鵜飼屋

- 四、事業の計画 別紙の通り
- 五、運輸収支概算書 別紙の通り
- 六、市会決議書 別紙の通り
- 七、申請の理由 別紙の通り

添付書類

- 一、路線図
- 二、運輸系統表
- 三、系統に於ける料程
- 四、主なる停留所に於ける発着時刻表
- 五、申請の事由書
- 六、事業費概算書
- 七、事業施設表
- 八、運賃表
- 九、推定による一年間の取扱旅客運輸数量表
- 一〇、運輸収支概算書
- 一一、市会決議書

申請の事由

岐阜市はその広さ東西一〇、四、南北九・五、面積六四・四平方、有し、現住人口は一八万七千人であります。

市内には官公署・学校・銀行・会社等が多数存在し、これらへの通勤者等で市内に出入する人数は一日平均約六万五千人であるから、本市の昼間人口は二五万二千人に達する状況であります。

更に市内から市外に出る人口は一日平均二万人に上り、市内の異動推定人口三万五千人を合するときは全市域の一日平均異動人口は一二万人にも及ぶのであります。

然るところ市内の輸送機関としては電車延長七、五、五車輦、バス延長九・五、五車輦を有するのみで、その輸送実績は平均一日延二万八千人で、この輸送需要に対してはまことに不十分であります。

ことに朝の通勤時にはその混雑甚しく、市内電車でも五、六台待合わして漸く乗事出来るといふ驚くべき難渋を極め、止むを得ず徒歩通勤する者はその数倍に上る状況であるにもかかわらず、電車・バス事業者においては一向に増車措置を講じないのであります。

斯様な通勤者並びに一般市民の交通難を緩和する一面、長良川廃川敷を中心とする市北部一帯の交通網を整備し、市民の福祉を増進し、地方産業の発展を図るため、本バス路線の免許申請に及んだ次第であります。

本申請路線は省線岐阜駅を起点とし、名鉄電車新岐阜駅前

を市の中央部から南北に貫ぬく一等大路金町線を北に進み、市内唯一の繁華街柳ヶ瀬より警察署・市役所・県庁・医大病院前を通り、新忠節大橋を渡り、名鉄揖斐線・忠節駅を経て廃川敷の学校住宅地帯を東に進み、長良橋に出て市内電車長良橋終点に連絡往復するもので、市内主要官公署・学校等を連絡する所謂通勤バスであり、又市の北部一帯の開発を企図する最重要路線であります。

この路線の沿線には旧市内に市営金球場・赤十字病院・電話工事局・中部配電岐阜支店、岐阜市及び伊奈波警察署、消防署、市水道部、市公会堂、岐阜税務署、市役所、岐阜医大、県庁、医大附属病院、土木出張所、県町村長会館、地方事務所、財務出張所、食糧公団岐阜支局、適工局出張所等があり、対岸廃川敷一帯には簡易保険支局を始め刑務所・市立島病院・岐阜専門学校・岐阜商業高等学校・岐阜北高等学校及び市立新制中学四校等が現存し、市内の官公署の大半はこの沿線にあり、交通難にあえぐ多数の通勤者はこのバスを利用し得るのであります。更に野球場・陸上競技場・庭球コート・相撲場等を有する県営総合運動場もこの廃川敷にあるので、四季を通じ各種競技会等が開催せられ、多数の選手競技団体観覧者の来住は日を逐うて増加しつつあるのであります。この一帯は長良川支流、古川廃川敷で約二〇万坪に達する

広大な地域で前記諸施設の外住宅営団並びに市建設の集団住宅約六百戸が現存し、本年度においても県・市営住宅三百戸が集団建設される予定で、既設・新設の民営住宅等を含わせ一大集団住宅地帯を形成し、長良橋を中心とする世界一景長良川鵜飼観覧地帯にも接続してこの地域の交通量は急速に増加し、旧市街地に匹敵する日も遠くない実状であります。元来この方面は俗に川北と称し、本市に合併された長良・常盤・鷺山・島等があり、この区域の在来人口は三万五千人で右の各学校その他の施設及び新設住宅人口を合すると昼間人口は五万人以上に達する状況で、本市としてこのバス路線の新設は、交通機関の不足に難渋を極めておるこれ等官公署・学校等への通勤者の便益を図り、併せて北部一帯と中心市街地並に省線岐阜駅・名鉄電車・名岐竹ヶ鼻・各務原・揖斐・美濃町各線を連絡し、市民の福祉を増進し市勢進展に寄与するため緊急実施を要するものであります。

而して使用車輛については本路線は全線殆んど坂道がなく路面も亦良好であるので現下の燃料資材事情等を考慮し、電気自動車を充当せんとするもので、免許の上は一〜二ヶ月以内に運行可能な見込充分であります。

尚この区間に現在既免許運行路線がないので既免許業者への影響はありません。

(岐阜市交通部提供)

昭和二十四年六月二八日付運輸大臣から左のような免許状があった。

(名古屋陸運局及岐阜道監経由)(昭三四、五、六 附愛道監第三七二号進達)
自監五一四号

免 許 状

岐阜縣 岐阜市

次の区間における一般乗合旅客自動車運送事業の経営はこれを免許する。
道路運送法第十七條第一項の規定による運輸開始期限は昭和二十四年十月二十七日である。

昭和二十四年六月二十八日

運輸大臣 大 屋 晋

一岐阜縣岐阜市金町八丁目三三七一番地先から同縣同市湊町四二一番地の三地先まで。

市はバス乗車料金条例を制定し市バス(電気バス)四台・予備車一台をもって、昭和二十四年八月五日元岐阜県庁前にて開通式を挙行した。

昭和二十四年八月市営バスが始めて開通された当時は、鷺山本通りはまだ舗装されておらず、砂利と土ほこりが多く、天気の日などバス通りはすごい砂ぼこりが舞い上り、沿線住民は随分となやまされ、遂に消防署

に散水を依頼した。その後自動車交通の急激な発展ならびに市街地の急速な拡大とあいまって、道路網の整備が次々に行われてきた。更に高度経済成長に伴って物資の流動は大巾に増加し、道路網の整備と相まって自動車による交通・運



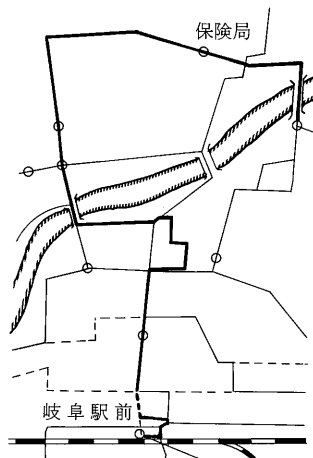
電気バス (岐阜市交通部提供)

輸は急速に発展してきた。昭和三〇年代半ばから始まる高度経済成長と共に、自動車は爆発的に増加した。一方自動車の激増で排気ガスによる大気の汚染、騒音による環境破壊と、さらに増大する交通事故は、大きな社会問題となってきた。

料金は一区間五円（岐阜駅長良線は忠節橋までを一区間）として二区間を一〇円と定め、岐阜駅発—金公園—柳ヶ瀬—警察署前—市役所前—県庁前—天神前—忠節橋—北高校前—則武—住宅街前—保険局前—運動場前—鵜飼屋—長良橋終点として一日二〇往復運行することになった。その後、昭和二七年七月五日から循環線にて、岐阜駅発西まわり・岐阜駅東まわりとして昭和四〇年度の年間乗客一九九万人を最高とした。その後、自家用自動車の普及、あるいは最近は通学学生の自転車使用の普及等もあって、昭和六一年度には、過去乗客の最高であった当時の約半分に近い九五〇万人に落ち込んだ。昭和二四・二五年頃は市民にとっては極めてよき輸送機関であった。

一区間料金

自昭和二四年	八月五日	五円	自昭和四六年	一〇月九日	三〇円
至昭和三〇年	二月三日	五円	自昭和四八年	六月一日	四〇円
自昭和三一年	一月一日	一五円	至昭和四九年	一月二一日	六〇円
至昭和四三年	五月三一日	一五円	自昭和四九年	一月二二日	六〇円
自昭和四三年	六月一日	二五円	至昭和五一年	九月三〇日	六〇円
至昭和四六年	一〇月八日	二五円			



自昭和五一年一〇月一日	七〇円	自昭和五六年十二月一日	一二〇円
至昭和五二年六月三日		至昭和五八年十一月三日	
自昭和五二年七月一日	八〇円	自昭和五八年十二月一日	一三〇円
至昭和五二年一月三日		至昭和五九年九月三日	
自昭和五三年二月一日	九〇円	自昭和五九年一〇月一日	一四〇円
至昭和五四年九月三日		至昭和六〇年一月三日	
自昭和五四年一〇月一日	一〇〇円	自昭和六〇年二月一日	一六〇円
至昭和五六年二月一日			

岐阜乗合バス 岐阜乗合自動車株式会社は、一二業者が昭和一八年四月二日統合し岐阜市神田町九丁目二七七四番地の三一において創立総会が開催されて、岐阜乗合の名称にて発足した。

岐阜乗合バスの黒野線は戦時中から運行されておったようであるが、運行開始年月は不詳である。現在の黒野線は、新岐阜―長良北町―さぎ山―御望野行きで、鷺山校下においては、せみ・さぎ山小学校前・東正木・操舟橋の停留所が設けられており、また、新岐阜―千手堂―忠節駅前―東正木―岐阜大学―御望野行きについては、正木川紡前・東正木・操舟橋停留所を設けていた。

また、県営総合グラウンドの利用、向井地域・早田地域の発展にともない、昭和三七年二月八日新雄総線として、長良―校前町―鶴舞車庫まで運行されておったが、昭和五九年一〇月一日より忠節―長良線と運行路線名が改名され、現在は長良校前町―鶴舞車庫間を運行、鷺山校下としては川崎アパートのバス駅停留所として一日往復二六回の運行にて、通学生徒・一般乗客の便をはかっておる。

さらに、市内循環線として東廻り・西廻りが昭和六〇年一月二九日から四一往復をもって運行が開始された。昭和

六二年一二月現在、鷺山校下では、県営運動場前・川崎アパート前・伊奈波中学校前の順で主として通学生徒・向井地域の住民の足として利用されておる。かように金華橋が竣工して以来早田地区の土地区画整理により、道路網が整備され、鷺山校下の向井地域も住宅街として発展し、交通機関の充実にともない、利用者も増加をたどりつつある。

第七節 官公署の設置と充実

(1) 岐阜簡易保険事務センター

開局まで 簡易生命保険事業は、大正五年一〇月一日に創始されて以来、順調な発展を示しながら昭和の時代に入り、事務量も年ごとに増加していった。当時、簡易保険局（本省）では、中央管理事務とともに、現在の簡易保険事務センターの事務に相当する現業事務部門もつかさどっていたが、累増する事務に対処するため、現業事務部門を逐次地方に分散し、昭和一九年七月一日、岐阜市に岐阜簡易保険事務センター（当時は岐阜簡易保険支局）を設置した。

開局当時は、太平洋戦争の戦局がはかばかしくなく、日本の主要都市に対する米軍の空襲が始まる直前の時期であり、業務の分散と契約申込書等を疎開させることを目的として、東京簡易保険事務センター（当時は東京簡易保険支局）から、岐阜・三重両県の簡易保険業務が移管され、岐阜市の繁華街・柳ヶ瀬にある丸物百貨店（現在の岐阜近鉄百貨店）の四階及び五階を借りて業務を開始した。

しかし、不運にも、昭和二〇年七月九日夜半、岐阜市の三分の二を焦土と化した大空襲により、疎開してあった契約

整理票及び貸付証書を除き、一切が灰燼かいてんに帰したのである。

直ちに焼け跡を整理し、業務が再開されたものの、戦争末期のこととて、物資及び人手不足から、復興に非常な困難が伴ったが、全職員の努力と、本省及び他簡易保険支局等からの援助もあって、短期日の間に業務が軌道に乗せられた。

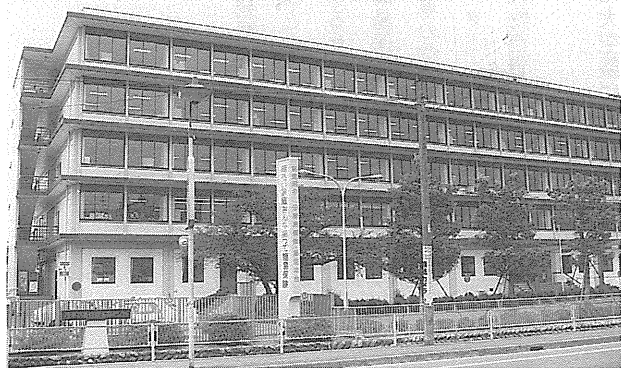
戦後の歩み 終戦とともに、簡易保険事業は、未曾有の試練期を迎えた。

すなわち、戦後のインフレーションの高進によって、保有契約は一挙にその保険的価値を失い、加えて事業費の増大から収支の均衡は大きく崩れて、多額の付加損を主因とする欠損が累積し、事業はまさに破綻はたんの危機に直面した。

この頃、昭和二年一〇月一日、長良川の廃川敷地で、当時は人家もまばらであった鷺山の現在地に、木造の庁舎を建設し丸物百貨店から移転した。

このような事情を背景に、昭和二三年度から、小額契約の整理、乗換制度の実施などによる高額契約の大量募集を中心とする事業の再建工作が強力に推進され、事業成績は急速に改善し、二五年度には戦後初の黒字決算への転換に成功した。こうして危機打開への努力は、ようやく実を結び、事業は再建の軌道に乗ることができた。

昭和二四年六月一日、行政機構の改革が行われ、「岐阜簡易保険支局」は「岐阜地方簡易保険局」と改称された。昭和三〇年代に入って、日本経済は目覚ましい発展を遂げ、これを背景として事業は好調な伸展を示した。



岐阜簡易保険事務センター（天野敬也氏提供）

昭和四一年、創業五〇周年を迎えた記念すべき年に岐阜地方簡易保険局は鉄筋コンクリート五階建ての庁舎に改築され、その後、昭和五九年七月一日郵政省設置法の一部改正に伴い、「岐阜地方簡易保険局」は「岐阜簡易保険事務センター」と改称され、現在に至っている。

簡易保険事務センターにおける所管業務 岐阜簡易保険事務センターは、東海四県（愛知・三重・静岡・岐阜）と北陸三県（石川・富山・福井）の七県を管轄区域とし、簡易生命保険及び郵便年金契約の締結、保険料・掛金の受入監査、保険金・還付金・年金及び返還金の支払、契約の異動・変更、契約者に対する貸付等の事務を所掌している。（即時払等郵便局長に委任されたものを除く。）

これらの業務を迅速・正確に処理するため当簡易保険事務センターでは、昭和四五年四月、電子計算組織（EDPS）を導入した。さらにお客さまサービスの一層の向上を図るため、電子計算機と電気通信回線を直結したオンライン・システムを導入することとなり、昭和五三年一月から、京都簡易保険事務センターをメイン局とするインハウスオンライン業務を開始し、同年四月から普通郵便局が逐次オンライン業務を開始した。現在では東海・北陸両郵政局管内の全普通郵便局（一八七局）及び集配特定郵便局（五一七局）がサービスインしている。

昭和六一年一月、システムの更改により契約関係者名等の漢字化、住所のマスターファイル登録が採用され、保険年金業務の総合機械化による、より一層の円滑な運営が図られるようになった。

沿革

一九・四・一四 通信院貯金保険局岐阜臨時分室を岐阜丸物

百貨店に設置

一九・七・一 岐阜簡易保険支局開局、東京簡易保険支局

から「岐阜県」及び「三重県」を移管

- 一九・一一・一 東京簡易保険支局から「愛知県」を移管
 二〇・七・一 東京簡易保険支局から「福井県・石川県・富山県」を移管
 二〇・七・九 戦災により庁舎全焼
 二〇・七・一四 梅林・華陽両小学校を借用して事務再開、その後丸物百貨店内の庁舎へ移転復帰
 二一・一一・一 東京簡易保険支局から「静岡県」を移管し、「福井県」を京都簡易保険支局へ移管
 二二・八・一 京都簡易保険支局から「福井県」を移管、当局所掌事務受持県は、東海四県（愛知県・静岡県・岐阜県・三重県）・北陸三県（福井県・石川県・富山県）となる
 二二・一〇・一 鷺山の現在位置に新庁舎落成、丸物百貨店内の庁舎から移転、但し一部は残り丸物百貨店内の庁舎は柳ヶ瀬分室となる
 二四・六・一 岐阜地方簡易保険局となる
 二四・六・八 庁舎増築落成により柳ヶ瀬分室に残留していた契約課・医務課を本庁舎に移転
 二五・四・一 組織機構の改正により次長制を施行
 二七・九・一八 柳ヶ瀬分室（文書等倉庫）は廃止となる
 四一・七・一 新庁舎落成（鉄筋コンクリート五階建）
- 四五・二・二 本館二号落成（鉄骨二階建）
 四五・四・一 機械化実施（EDPS）
 四九・四・一 機械化切替完了
 五二・七・三一 本館冷房工事完成
 五三・一・四 総合機械化システム実施（オンライン）
 五三・四・一 東海郵政局管内普通郵便局オンライン業務開始
 五四・四・一二 北陸郵政局管内普通郵便局オンライン業務開始
 五五・六・二三 東海・北陸郵政局管内の総合機械化計画完了
 五六・九・一 郵便年金業務開始
 五八・三・二二 集配特定郵便局オンライン業務開始
 五九・七・一 岐阜簡易保険事務センターと改称
 六一・一・四 総合機械化新システム実施
- 現在職員数
 職員数 四一一名
 内訳
 男子職員 二一七名
 女子職員 一九四名
- 庁舎

敷地 一九四八五平方呎
建物 一一八七七平方呎
本館（五階建）延面積

九三〇五平方呎

講堂（二階建）延面積 一一七六平方呎
倉庫等延面積 一三九六平方呎

(2) 鷺山にかかわる警察の歴史

明治六年一月、岐阜県聴訟課警護掛の許に方県郡黒野村に第一九番黒野取締局（現在の警察署）が設置され、警羅專任（署長）取締方（次長）番人小頭（警部補）小頭副役（巡查部長）番人（巡查）等が配属され、現在の岐阜北署・北方署管内の治安に当った。

当時県内には取締局二六・同附属（派出所）一二が設置された。

明治七年五月一三日取締局を屯所とんじょ、附属を見張所と改め、黒野取締局は第一七番屯所となった。明治八年四月二五日屯所・見張所を廃止、県下に六ヶ所の警察出張所（飛驒は当時、筑摩県管下）その下に二八分区屯所を設置、岐阜北部は第三区出張所（北方・黒野・美江寺・神戸・萩原・三輪を管轄）の第二分区屯所（黒野に設置）の管轄下にあった。

明治八年一〇月二四日、警部・巡查の官名が制定された。明治九年四月二〇日区裁判所と警察出張所の管轄を同一にするため、四出張所に改編され、第一区出張所（岐阜）第七分区屯所（黒野）となる。明治一〇年二月一三日、出張所を警察署に、屯所を分署と改称し、その所在地名を冠唱することとされた。

明治一〇年六月二九日黒野分署廃止、岐阜警察署岐阜分署となり、方県郡長良村に第三交番所が新設された。明治一

二年九月二二日岐阜分署廃止、岐阜警察署長良村巡查交番所となる。明治一九年一月一三日、一郡区一署制の方針により、岐阜警察署・黒野分署・長良巡查派出所となり、翌二〇年四月一日黒野分署廃止、本署直属となり、明治三三年四月一二日長良村巡查駐在所となる。

明治三三年三月二八日訓令により巡查部長の階級職制が制定された。

明治三五年一月一日鷺山村の人口増加により同村東正木・川島信次郎以下の有志発起人により、鷺山村山本地内に鷺山村巡查駐在所が新築され、初代木澤外太郎巡查が配属された。ちなみに同駐在所は総工費約三〇〇円、発起人等の講の利益金で建設された。これで長良村巡查駐在所の管轄から独立した訳であるが、その後、駐在所は本通りにあった方がよいとの村民の要望から、大正二年四月九日鷺山村・村長山田信七以下の発起人により同村字大橋二八番地に、村費七〇〇円をもって移築、初代永田嘉衛門巡查が就任した。以後特段の変遷なく終戦。

昭和二三年三月七日警察法改正により、国家地方警察と自治体警察に分割、岐阜市は市警察本部（自治体警察）を設け、岐阜市警察署発足。当時鷺山清洲町に市営住宅急増のため、これに対処すべく清洲町官有無番地に岐阜市が清洲巡查駐在所を新設、土地三八坪・建物一六坪位であった。初代竹中三夫巡查就任。これにより鷺山は二ヶ所に駐在所を持つまでに発展した。



岐阜北警察署（昭和27年当時・和田勲氏提供）

昭和二五年一月一日長良南警部補派出所（前記、明治三三年当時の長良村巡査駐在所が昇格）が、岐阜市警察本部管下の岐阜市北警察署となる。署員二二名であった。

昭和二六年九月一五日、鷺山中洙一、七六九番地の一九に岐阜市北警察署が新築された。署員五二名、総工費二七二万四千円、敷地五〇〇坪、木造二階、建坪一八二坪であった。同時に清洲巡査駐在所は廃止となり、建物は宿舍とされ、管轄は本署直轄となった。

昭和二九年七月一日警察制度改正により、自治体警察と国家地方警察を一本化し、岐阜市警察本部を解散、岐阜県警察となり、岐阜北警察署として発足。署員五七名。

昭和三六年一月一日、巡査駐在所及び派出所を警察官駐在所及び派出所と名称変更。

昭和四〇年二月一九日則武字北山四二八番地の一四に、鷺山警察官派出所が新築され、同時に鷺山警察官駐在所が廃止となった。

昭和四四年一二月一二日則武警察官駐在所が廃止となり、鷺山警察官派出所が則武も管轄することとなる。

昭和四六年三月三〇日、則武にあった鷺山警察官派出所を、川北建材店の土地及び建物と交換して、現在地・正木一五九〇番地の二に移転した。敷地六九平方㊦（約二一坪）建物六二・九平方㊦（約一九坪）。

昭和四六年八月一六日、岐阜北警察署が上土居川原田二九二番地の三（現在、上土居二丁目二番二二号と地名決定）に新築移転した。署員九



正木派出所（昭和62年・天野敬也氏提供）

五名。そのため直轄で受持っていた鷺山町の内、一番町・北野町・草平町・鷺山二・三・四丁目・鷺山本通り二・三丁目
目は引続き本署直轄とし、他は鷺山警察官派出所で管掌せしめることとした。

昭和五年六月一日市街化に対応するため、鷺山警察官派出所管轄の内、向井・清洲一丁目から七丁目・本通り一丁目、金華橋警察官派出所（昭和四一年一月一九日早田官有無番地に新設）に移し管掌せしめ、鷺山警察官派出所は、則武・正木・鷺山（前記本署直轄・金華橋派出所管轄を除く）を五名で管掌し、現在に至っている。昭和六二年七月一日現在、岐阜北警察署員一三七名。（岐阜北警察署警務課長鈴木政春氏稿）

(3) 岐阜北消防署

昭和二〇年八月、太平洋戦争の終結とともに、連合国総司令部の指示により、中央集権的統制の改革が進められ、明治以来伝統の中で、火災から住民の生命・財産を守るため活動を続けてきた警察と消防の一体の関係は、分離されることとなった。

消防としては、昭和二二年二月二三日消防組織法が公布され、翌二三年三月七日施行になった。地方制度改革に伴う新しい制度として発足したわけで、この日を記念して、「消防記念日」とされた。

岐阜市としては、昭和二三年一月三日岐阜市消防本部を創設、初代消防長に三島英二郎が就任され、消防職員三四人・消防ポンプ自動車七台という機構で出発したが、翌二四年九月に消防職員は五〇人に増加、消防ポンプ自動車九台として、岐阜消防署が設置され、消防本部と兼務する体制がとられた。この頃周辺町村が急速に合併されたことにより、人口が増加する中、昭和二五年には火を消す消防から消防職員の立入検査権、更には火災原因調査権の拡充など、法の

改正が図られたため、昭和二六年二月に岐阜南消防署が設置され、同年四月には岐阜北消防署が現在の鷺山中洙の地に、木造平家建モルタル壁延三三九・九平方分の規模で建設され、消防車二台・人員一九人が配備となり、初代署長に佐藤英夫が就任され、消防業務が開始された。

当時庁舎の西側には、自治体警察として、岐阜北警察署が設置され、市警として地域住民から親しまれていたが、長良川北部地区の経済の発展、交通量の増加等に伴い、警察の機構も改革されて昭和四六年岐阜北警察署は、岐阜市上土居の地に移転されることになった。

国では年次、消防の体系を確立してゆくため、消防法の改正が年ごとに行われ、昭和三八年には救急業務の法規が制定され、救急車の配置も法的に必要になるなどして、庁舎も手狭になってきたため、市ではさきに移転した警察署の敷地も合わせて全体を消防の所管とした後、時期を経て昭和五年に同場所に、鉄筋コンクリート二階建一部三階建延一〇七一・七五平方分の岐阜北消防署の庁舎が竣工することとなった。現在管内には、黒野分署、更に島・岩野田・長良・三輪の各地には、それぞれ出張所が設けられており、総勢一一五名、消防車輛一〇台、救急車二台、その他の車輛四台で、管内の消防体制が維持されている。

岐阜北消防署歴代署長

第七節 官公署の設置と充実



岐阜北消防署（昭和62年・天野敬也氏提供）

初代 佐藤 英夫 昭和二六年四月二〇日
 二代 森田 領一 昭和三〇年八月二二日
 三代 森友 四郎 昭和四四年四月 一日
 四代 伊藤 明夫 昭和四五年二月一〇日
 五代 吉田 春夫 昭和四九年四月 一日
 六代 細田 武夫 昭和五〇年四月 一日

七代 武藤 正 昭和五四年四月 一日
 八代 土川 末夫 昭和五七年四月 一日
 九代 辻 利彦 昭和六〇年四月 一日
 二〇代 中村正二郎 昭和六二年四月一日

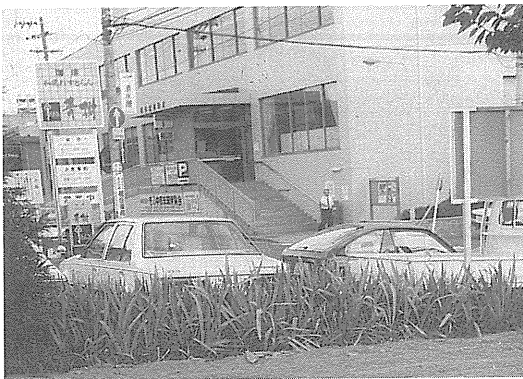
(執筆者、岐阜北消防署長 中村正二郎)

(4) 岐阜北郵便局

当局の歴史は比較的新しく昭和四八年二月の開局である。

戦後間もなく正木町に簡易郵便局が設置されて、為替貯金や切手類売捌きなどの窓口業務だけの取扱いが開始されたが、その後長良川北部が急速に発展し、人口の増加に伴い、各種公共施設も多数設置された。随って郵便事業の利用度も日毎に高くなってきたので、地域住民の要望に応え、利便を図るため、鷺山向井町二ノ六三ノ七五番地に、新しく設置されたのが岐阜北郵便局である。局舎は鉄筋コンクリート建、地上三階・地下一階で、建物延面積は四、六三八・四五平方メートルである。

従来岐阜郵便局（現岐阜中央郵便局）で受持っていた集配業務も当局が引き継ぎ、郵政省関係のすべての業務を取り扱う普通郵便局である。



岐阜北郵便局（昭和62年・天野敬也氏提供）

受持区域は鷺山をはじめ、常盤・岩野田・岩野田北・長良・長良東・長良西・早田・則武・島・城西の一一校下、区域内の人口は約一〇万五千人、世帯数は約三万三二〇〇世帯である。区域内には切手類販売所が六〇カ所（内鷺山校下に三カ所）、ポスト数は八五個（同鷺山校下六個）である。主なる業務の概況は郵便の利用状況が昭和六一年度で引受郵便物数一日平均で通常六、八八七通、小包は八八個、また配達数では通常三万五八〇八通、小包は一九七個となっている。年賀状の配達数は三四五万一千通で、一世帯当り一〇四通となる。

年間の郵便貯金の預入額は六二億四、五八九万円、郵便為替の取扱いは四、六二七件、郵便振替は二万九、一六二件などとなっている。また簡易保険の利用状況は維持件数四万六、八三二件、契約保険金額は六五六億七、四八〇万円、郵便年金は契約件数五三二件・年金総額七、七八九万円となっている。当局の機構は郵便課・貯金課・集配課・保険課・庶務会計課のほかに、簡易保険事務センター内に分室があり、それぞれの業務を所管している。

(5) 岐阜県総合運動場

沿革 岐阜県総合運動場は、岐阜市の北部、鶉飼と清流の長良川北岸近くに位置し、対岸に緑の金華山をおおぎ見る静かな環境に恵まれた県民スポーツの殿堂として、総合的な運動施設が完備している。

この総合運動場は、昭和一六年から都市計画事業の一環として年々施設の整備に努めて来たが、たまた第二次世界大戦時の混乱等により建設工事は一時中断、昭和一九年頃には食糧増産のため岐阜県食糧増産隊（岐阜県農兵隊）が甘藷等の作付をした時代もあった。

戦後昭和二五年度から失業対策事業等で再び各施設の整備に着手し、さらに昭和四〇年の第二〇回国民体育大会の主会場に決定されてからは、新しく総合運動場整備五ヶ年計画によって本格的に各競技施設の拡充整理が行われた。

なお、昭和三七年一〇月からは、敷地は二四万二三四二・八五平方呎に拡張され、鷺山・長良西・早田、三校下にまたがり、野球場の西側の一本松が大体の鷺山と長良西校下の字界であり、都市公園となり、県民から親しまれる運動公園として園内の植樹に努め、緑の樹間を縫って舗装された園路が各運動施設を結び、施設環境は東海一と誇るほどに整備された。

運動施設

一、陸上競技場

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三七年六月
- ② 工 費 一億六三七五万円
- ③ 整地面積 二万七・八五八平方呎
- ④ 収容人員 メインスタンド 八、二六〇人
芝生スタンド 一万四、六三〇人

三、水泳場

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三九年三月
- ② 工 費 七、一二七万円
- ③ 敷地面積 九、八五八平方呎
- ④ 公認種目 A級公認プール
- ⑤ 競技施設 (ア) 五〇呎プール
(イ) 二五呎プール
(ウ) 飛込プール

二、補助運動場

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三九年一二月
- ② 工 費 二一二万円
- ③ 整地面積 一万三、五七二平方呎
- ④ 競技施設 (ア) トラック

四、硬式野球場

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三九年三月

- ② 工 費 五、三四五万円
- ③ 敷地面積 一万八、五八九平方呎
- ④ 収容人員 メインスタンド 二、〇八一人
内野スタンド 四、二四八人
外野スタンド 七、二五二人

五、庭球場

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三九年六月
- ② 工 費 三、八八七万円
- ③ 敷地面積 一万三、二九九平方呎
- ④ 収容人員 メインスタンド 七七五人
ブロックスタンド 一、〇一七人
芝生スタンド 六、六五四人

六、バレーボール場

- ⑤ コー ト 一〇面 アンツーカー舗装

あとがき 昭和六三年(一九八八)、中部未来博覧会がこの運動場一帯で開催されることになり、従来の諸施設は跡形も

なく取り壊されてしまった。しかしその後は新しい構想のもとに、岐阜県総合スポーツセンターとして、あらゆる公認競技が誘致できるように面目を一新して再出発する具体的計画が決定しており、博覧会のスカイマックス未来館は第一体育館に、パノラマ中部館は第二体育館として、また武道館もそのまま使用できるよう恒久建築がすでにその雄姿を見せ初めている。また野球場の再建計画も確定しており、プロ野球が華やかに開催される日も遠くはない。(昭和六三年一月記)

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三八年九月
- ② 工 費 一万一、六七〇円
- ③ 敷地面積 一万一、五五〇平方呎
- ④ 収容人員 芝生スタンド 三、四八六人
- ⑤ コー ト 八面 クレー舗装

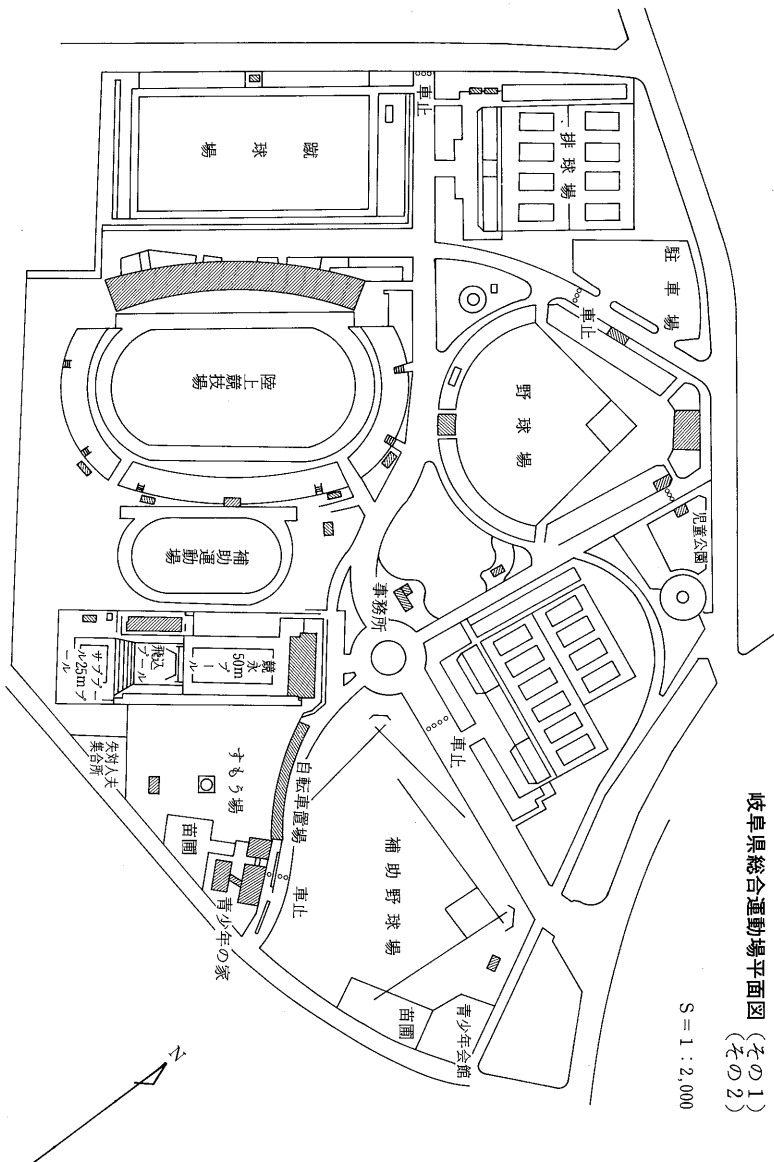
七、蹴球場

(1) 概要

- ① 完成年月日 昭和三九年三月
- ② 工 費 一、〇〇六万円
- ③ 敷地面積 一万四、三六二平方呎
- ④ 収容人員 芝生スタンド 三、〇五二人
- ⑤ グラ ンド サッカー又はラグビー一面

八、その他の施設 補助野球場・運動広場・すもう場等がある。

岐阜県総合運動場平面図 (その1)
(その2)



(6) 岐阜拘置支所

沿革

大正一四年三月

岐阜刑務所移転のため、拘置場のみ岐阜市鷹見町一番

地に新築。

昭和六年三月

岐阜刑務所

拘置場と称す。

昭和一一年一

二月

鷹見町刑務支所と改称。

昭和二四年九月

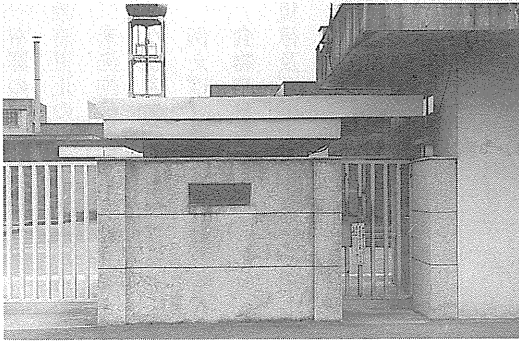
鷹見町拘置支所と改称。

昭和四二年四月

岐阜拘置支所と改称。

昭和四二年一二月

岐阜市鷺山中洙一九六九番地に移転、現在に至る。



岐阜拘置支所（天野敬也氏提供）

概要

拘置支所は、犯罪の嫌疑の下に被疑者・被告人として捜査又は裁判の段階にあるもの、いわゆる未決拘禁者を収容する刑事施設である。

収容者は、岐阜県警察管内のうち岐阜地区・西濃地区及び中濃地区の一部の警察署と、岐阜地方検察庁から移送されるもので、この人員は年間総数五〇〇余名となっている。

未決拘禁者のほとんどは、裁判所での裁判を受けて、有罪・無罪の判断をしてもらうことになっているので、被告人を安全に裁判所に出廷させることは大切な業務となっている。

有罪の裁判が確定すると、刑の執行のため、年令・性別・犯罪傾向等を調査のうえ、それぞれの刑務所に移送され、改善更正のための処遇が行われる。

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証の隠滅を防止するとともに、その防禦権を尊重しつつ、その法的地位に応じて適正な収容生活を確保することである。

例えば、衣類及び寝具等は受刑者と異って自弁が原則であるが、自弁ができない場合は施設から貸与する。

食物や日用品についても、日常生活に支障を生じないよう受刑者と同様に、施設から給与されることになっているが、規律及び衛生に害がない限り自弁が許される。

(7) 岐阜市北部体育館

位 置	岐阜正木一〇二〇番地の二	二階	競技場	三六坪×二九、四坪
構造規模	鉄筋コンクリート造	三階建		
建築面積	二七五七・三〇平方坪		(一〇五八平方坪)	
	一階	一二八八・五三平方坪	バレーボール	二面
	二階	一二七〇・八三平方坪	バドミントン	六面
	三階	一九八・九三平方坪	バスケットボール	二面
建物内容	一階	事務室 会議室 卓球場	ハンドボール	一面
		体調室 柔道場 剣道場	庭球	二面
		男女便所 男女シャワー	剣道	
		身障者便所 機械室	三階 観覧席	一八六席
			管理棟 事務室	男女更衣室

シャワー室 男女便所

身障者便所 消毒槽

浄化設備 水飲場 洗眼室

日除けテント スライダー

工期 昭和五五年七月四日起工

昭和五六年三月二七日竣工
工事費 三億六九〇〇万円

基本方針

市民が自らの健康・体力を維持増進し明るく豊かな文化生活を築くことを願って生涯を通じて、生涯の各時期（幼児から高齢者まで）にふさわしいスポーツ活動が実践できる機会を提供し、北部地域住民の体育・スポーツ・レクリエーション活動を援助・促進する為の事業を行う機関として運営する。

施設の普及事業 スポーツ教室の開設

家庭婦人 バレーボール テニス 卓球

総合スポーツ 水泳

親子体操 高齢者の寿体操

一般 総合スポーツ 卓球 バトミントン

一般少年少女 剣道 柔道 雑刀

スポーツ相談 クラブ相談

体育館デリーの開設 指導者研修会

施設の開放事業

第七節 官公署の設置と充実



岐阜市北部体育館（天野敬也氏提供）

貸切使用 個人使用 定期使用

プールの開放事業 七月一日―八月三十一日

施設(一) 二五呎プール 八コース

深さ一・一呎―一・二呎

(二) 徒歩プール(幼児用)

深さ 〇・三呎×〇・六呎

(8) 岐阜少年鑑別所

岐阜市鷺山一七六九の二〇

一 沿革

昭和二十四年一月

新少年法施行に伴い岐阜市長良福光・岐阜刑務所内に岐阜少年観護所及び岐阜少年鑑別所を設置

昭和二十五年四月

岐阜少年観護所及び岐阜少年鑑別所を合体し、岐阜少年保護鑑別所となる。

昭和二十六年三月

岐阜市鷺山一七六九の二〇(現在地)に木造・基礎コンクリート打ち・外壁モルタル塗り・瓦ぶき平屋建の庁舎及び寮舎(八〇九平方呎)並びにポンプ室・自動車車庫を新築



北部体育館水泳部 (北部体育館提供)

昭和二七年八月

岐阜少年鑑別所と改称

昭和五〇年二月

現在地に庁舎及び寮舎新営工事着工

昭和五〇年一〇月

施設竣工（現施設）

建物構造 鉄筋コンクリート二階建

建物面積四四一平方呎 延べ面積八五二平方呎

収容定員一九名

二 業務内容

1 少年鑑別所とは

非行少年の科学的な調査及び診断を行う法務省の専門施設である。

少年の健全育成を目的に、昭和二四年一月一日から施行された新少年法及び少年院法とともに発足した。

全国各都道府県に一か所ずつ（原則）置かれ、全国に五三施設がある。

2 主な業務について

(1) 収容鑑別 家庭裁判所の裁判官が決定した「観護措置」により送致さ

第七節 官公署の設置と充実



岐阜少年鑑別所（平野豊氏提供）

れた少年を、二週間から四週間收容するとともに、行動を観察し、各種心理検査や問診を実施し、少年の知能・性格・生活態度・対人関係上の問題点などを調べ、判定会議を行い、その結果を「鑑別結果通知書」として審判並びに保護処分の執行に資するため家庭裁判所へ提出する。少年の理解と、有効な鑑別資料として次のような探索処遇の科目を実施している。

ア はり絵

入所少年中九五割以上の少年が実施している。

はり絵は、集中力・忍耐力・根気などが必要で一枚完成するために、一日二時間ずつ実施しても十日程度の日数を要する。途中で嫌になったり、投げ出したくなっても自分自身への挑戦だと決意して頑張ること、自分の気持ちをはり絵に表現して欲しいと激励・教示している。

イ 課題作文

毎日、少年の問題性等により設定された課題による作文を綴る。

ウ 日誌

毎日、就寝前に感じたこと、考えたことを何でも書かせている。

エ 読書

各少年の問題性等により課題図書を与え、感想

文を作成させる。

- (2) 在宅鑑別 収容の必要はないが、鑑別は必要だとされる少年について、家庭裁判所から依頼があった場合、少年を出頭させて心理学的な検査や面接問診を行い、鑑別結果を通知書にまとめて提出する。

- (3) 依頼鑑別 検察庁や保護観察所・刑務所・少年院等に依頼されて、状況に応じた心理検査や面接・相談助言・再調査などを実施する。

- (4) 研究・広報活動 非行や犯罪防止のために自庁での研修や研究を行い、学会等への発表を行うほか、地域の非行防止集会等にも依頼があれば講師を派遣する。

- (5) 実施している主な心理検査等

知能検査

性格検査

自動車運転適性検査

職業適性検査

3 一般相談

一般の家庭や学校の子供のことで何か困ったことがあれば、非行問題に限らず何でも相談に応じる。

臨床心理学やその他の専門家が相談に応じ、必要な診断やカウンセリング等を行っている。

(9) 岐阜身体障害者更生指導所

位置 岐阜市鷺山向井二五六三一八

管理棟 鉄筋コンクリート二階建一棟

建面積 五〇三・六八平方メートル

延面積 九七八・九六平方メートル

宿舍棟 鉄筋コンクリート二階建一棟

建面積 六一三・四三平方メートル

延面積 九〇一・七九平方メートル

屋内体育館、鉄骨平家延面積 九二二平方メートル

運動場 敷地面積 三四〇〇平方メートル

沿革

(一) 昭和二二年四月財団法人協助会岐阜県支部が岐阜市神室町四丁目身体に障害ある者の授産施設として共同作業場を設置発足する。

- (二) 昭和二六年二月身体障害者福祉法に基づき岐阜県身体障害者更生相談所を設置する。
- (三) 昭和三二年一月岐阜県身体障害者更生指導所及岐阜県補装具製作所を設置する。
- (四) 昭和三三年七月岐阜市青柳町五丁目に新築移転する。
- (五) 昭和四五年六月岐阜市鷺山向井町希望が丘に総工費 九五九九万六千円を以て新築移転する。
- (六) 昭和五〇(一九七五年) 四月補装具製作所を更生相談所に統合し業務課を設置する。

訓練内容

機能回復訓練(理学療法)

- (一) 機能回復器具及び装具義肢による訓練
- (二) 体操
- (三) スポーツ
- (四) マッサージ
- (五) 歩行訓練
- (六) 野外訓練
- (七) 日常生活動作訓練

職業訓練

職業訓練は、医学的・社会的更生と並んで障害者の更生を完成させるために欠く事の出来ないもので、次の様に行っている。

ただし最近の重度化(心身)にともない、基本訓練ないしは、基本訓練の中途段階までの修得しか出来ない者が多数を占めているので、実際には期間延長して障害者個々に合わせたカリキュラムが取られている。

準備訓練(新人所生) 実施内容

整形外科の診察及び胸部X線検査

運動療法評価および実施

(上肢下肢機能評価、日常生活動作評価、体力測定、遊技)

心理テスト(知能および性格検査)

- 職能検査 生活訓練指導
- 事務作業 折紙、書字、計算(紙数へ)、タイプライター
- 縫製作業 皮革縫、ミシン足踏み、アイロンかけ、毛糸編み
- 工製作業 粘土、絵、木工細工
- 園藝作業 園藝動作、野菜作り、一輪車・リヤカー引き
- 調理実習 片手用改良まな板の使用、庖丁と皮むき器の扱い方、野菜の切り方七種類

基本訓練、障害程度の軽重に応じて運動療法、作業療法を併用して個々の身体的実情や、心理学的・職能的判定を基礎として個別的にそれぞれ訓練課目に必要な知識・技能を修得させる。

応用訓練、基本訓練で習得した知識技能について、期限の

制約、責任感、経済観念、張り合い、興味、正しい労働の仕方等を修得させる。

入所生の実態 最近の入所傾向は障害程度の重度化に加え、脳性まひ・脳血管障害等による知能低下が著しく、更に昨今は障害者の職域開拓はますます困難性が増大している。これ等は訓練期間の長期化、或いは訓練効果が容易に結実し

ない等の傾向と成って頭われ、家庭復帰や授産施設への入所を余儀なくするケースが増加している。此の現況から脱皮した抜本的な対策として、更生訓練の必要性を認識させて、個人個人の特技を探索し、其れを助長させる為の工夫を加へ、根気よく反復訓練の指導を行っている。

(10) 身体障害者更生相談所

沿革、岐阜県身体障害者更生指導所と併設の為、同所概況・沿革の中に併記する。(参照のこと)

業務の性格 身体障害者福祉法(昭和二十四年二月二十六日法律第二八三号)第一一号の規定により、都道府県に設置しなければならぬ機関として、法に基き昭和二十六年二月岐阜県身体障害者更生相談所が設置され、身体障害者の医学的・心理学的・職能的判定を行うと共に、更生医療給付の適否及び補装具の処方適合の判定を行い、必要に応じて県下各地を巡回して、身体障害者の更生相談を実施している。

判定業務

- イ○医学的判定。障害の現症把握、治療の要否
- 職業。就職の可否
- 厚生医療の要否と改善後の能力の予測
- 補装具の給付要否判定及び摘合状況の観察
- 施設入所者の医学的判定

心理的判定

- 知能 性格、社会適応性の検査に依り、心理的特性を把握し、其の全人格の総合判定
 - 精神的疾患の有無
 - 施設入所の適否
- 職能的判定

動作能力の可能限度、職業分析との関連において作業条件に対する適合力を評して適職の判定

○知能 作業素質を把握して適職を見つけ出す
相談業務

直接来所した障害者に対し、其の障害を取巻くあらゆる問題に付いて相談に応じ、問題解決の糸口の発見、更生の方向に付いての究明を行っている。

身体障害者福祉 身体障害者福祉とは、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行って、その生活の安定をはかることである。従って障害者は規定によって、十八才以上は、身体障害者手帳を受け、十八才未満は児童福祉法によって、その福祉が定められている。

障害者対策については、太平洋戦争終結後出来たもので、以前は傷痍軍人対策や生活保護対策等があったものの、障害者一般に対する行政施策は殆んどなかった。各種障害者関係の法制は、身体障害者福祉法が施行された昭和二五年四月一日から、精神薄弱者福祉法が制定された昭和三五年四月一日、そして心身障害者対策基本法が制定された昭和四五年で画期的な制度が出来、昭和四八年を福祉元年として出発し、昭和五六年に国際障害者年が作られ、以来我が国の障害者対策は愈々向上した。社会福祉の歴史は諸外国も我が国も、当初は「人間愛の発露」からできている。そのうつりかわりとしては、慈善事業から慈恵事業・厚生事業そして社会事業と発展し、最后是社会福祉事業として、人権尊重の基本思想のもとにはっきりと位置づけされた。

身体障害者を含め、心身障害者の問題を考える時、最も大切なことは、障害のあること自体は、人間としての価値に

何らかの変化も及ぼさないことであり、心身の形体や機能のいかんにかかわらず、人は等しく尊重されねばならない人権の尊重に支えられていることを念頭におくべきである。障害者にとって、心身の不自由さより、生活環境面の物理的な壁や、人間関係における心の壁などの方がより大きな苦痛だといわれる。吾々校下民はいわば二次的・三次的な障害を、行政と市民そして障害者自身が一体となり、地域の中で通常の生活を営める環境を作らねばならない。福祉は三つの助け即ち「自助」「互助」そして「扶助」の精神でバランスよく行うことが必要である。

身体障害者の身近かなところにあつて、いつでも気軽に、どのような事でも相談ができるような仕組を作ったのが、この制度である。岐阜市には六八名の相談員が配置されている。当鷺山地区には梅田 猛（正木一二八番）が、当初より任命されている。

(11) 鷺山保育所

昭和二三年児童福祉法の施行と同時に児童福祉施設保育所として新発足し、家庭保育に欠ける乳児又は幼児を、日々保護者の委託を受け保育している。施設・設備は岐阜市が行い、管理運営は岐阜市保育会が行った。

昭和二六年四月一日岐阜市鷺山本通り三丁目に満三才から就学以前の五才児までの幼児を定員六〇名、保母主任一人・保母二人で鷺山保育所として開設した。



鷺山保育所（平野豊氏提供）

木造平家建スレート瓦葺、遊戯室一、保育室二、事務室、調理室、ほふく室、便所。開設当時は入園希望児が少なく、民生委員が勧誘したという。鷺山本通りに面していたが、道路は、舗装されておらず風で砂塵が保育室まで入り、民生委員は消防署に撒水を依頼した。

昭和三二年四月岐阜市立鷺山保育所となる。定員六〇名。

昭和四一年四月、岐阜市鷺山中洙一四〇四番地に移転。満一才以上三才未満児三〇名、就学前九〇名計一二〇名定員となる。保母主任一人・保母一〇人・現業員一人、計一二二人。敷地約一一五一平方呎、建物約五九七平方呎、木造モルタル・トタン葺平家建（遊戯室一・保育室三才以上用三・三才未満用二・事務室・調理室・便所二）

昭和五一年四月定員一八〇名、市立保育所中最大規模となる。鷺山外五ヶ所は長時間保育を実施し、又鷺山外五ヶ所は零才児の保育所となる。

昭和五六年遊戯室・保育室が増築される。敷地面積二三一四平方呎、建物面積九八三平方呎。

保育所の概要。保育時間は平日は八時三〇分から一六時一五分まで、土曜日は八時三〇分から一時四五分までを原則とする。長時間保育は鷺山らの公立一二保育所で平日は七時四五分から一八時、土曜日は七時四五分から一三時三〇分まで行っている。

岐阜市の保育内容は、各年齢及び個々の発達段階に応じて保育計画に基いた保育を行っている。

職員	保	母	二〇名	調理士	三名
所	長	一名	計	二六名	
主任保母	一名	看護婦	一名	以上	

(12) 岐阜県立希望ヶ丘学園

所在地 岐阜市鷺山向井二五六三―五八

敷 地 一万二四三五・一〇平方呎

建物本館 鉄筋コンクリート造り

五一六七・〇四平方呎

附属建物 一八二・〇〇平方呎

職員宿舎 八七七・五七平方呎

沿革 昭和三二（一九五七）年児童福祉法による

肢体不自由児施設として、益田郡下呂町に岐阜県立整肢学園として開設された。

昭和四九年五月、現在地に新施設が建設され、単独入園・母子入園・指導通園の外に、一般外来診療を加へて規模を拡大し、業務は向上し、内容も充実したものとなった。

昭和五四年四月に名称を「岐阜県立希望ヶ丘学園」と改称し、併せて「岐阜県立希望ヶ丘養護学校」が開校された。

施設内容 児童福祉法には、「肢体不自由児施設は上肢・下肢又は体幹の機能

第七節 官公署の設置と充実



希望ヶ丘学園（天野敬也氏提供）

に障害のある児童を治療すると共に、独立自活に必要な知識技能を与へる事を目的とする施設」とされているが、即ち手足や背骨に機能障害のある児童に対して医療と各種の訓練や指導を行う施設兼病院で、且つ学校が併設されているものである。

(イ) 単独入園 定員二〇名

凡そ五才以上の障害児は単独入園し集団生活をしており、日常生活上の世話は看護婦と保母が担当して居る。

(ロ) 母子入園 定員一〇名

五才未満の乳幼児を母親と共に入園させ個々の幼児に対する養育や訓練の方法について理論と実技を母親に指導している。

対象児童の大部分を占める手足の障害ばかりでなく、知能・言動・情緒障害・痙攣・発作等、合併症を伴う重複障害児に対しては、各種の専門職員による治療・訓練指導が必要で有り、これらの業務を綜合して「療育」と称し、当園の重要な業務となっており、これを分類すると次のとおりである。

(イ) 医療

整形外科的治療に依る四肢の機能障害の除去・軽減、一般健康管理に努める。

(ロ) 訓練

体幹・四肢の運動療法・作業療法
日常生活動作訓練等を行う。

(ハ) 通園訓練 (措置通園定員二〇名の外に一般外来者)

就学前の障害児を対象にし主として岐阜市近辺の児童が母親と共に通園して訓練を受け、同時に母親が訓練方法の実技を覚えて、日常家庭においても自主的に訓練を行えるよう指導しておる。これらの児童の為に学園では通園用バスを運行している。

(ニ) 生活指導

看護婦・保母が園児と起居を共にし、其の中に溶け込んで家庭的な雰囲気の中で、社会的適応性と自主的態度を養って全人格的成長に努めている。

(13) 岐阜県立清流園

所在地 岐阜市鷺山向井二五六三―一八

設置主体 岐阜県

施設種類 身体障害者授産施設

事業開始 昭和四四年四月

規模 敷地面積 二四二二・九三平方呎

建物延面積 一二四五・五七平方呎

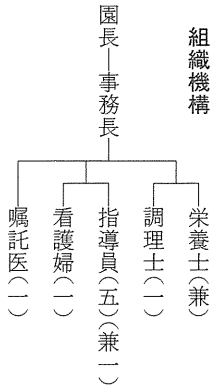
建物構造 本館 鉄骨ブロック造二階建

宿舎 コンクリートブロック造二階建

入所定員 三〇名

職員定数 一一名

組織機構



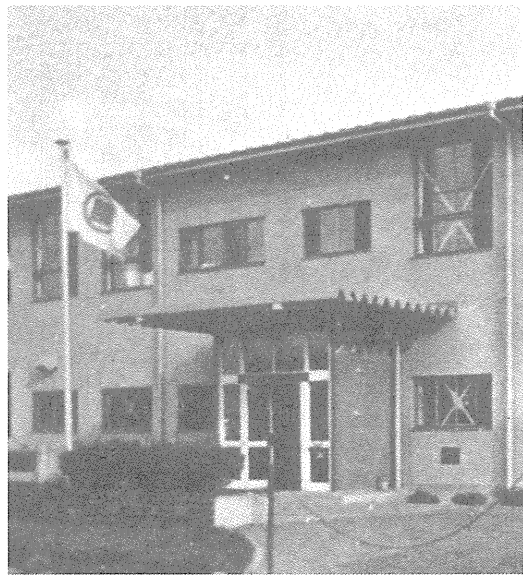
施設の背景 岐阜市の中心部より清流長良川を渡った北部に位置し、当園

の設立に引き続き、県身体障害者更生相談所・同指導所及び県立希望が丘学

園も設置され、障害福祉の自立更生施設が一同をなし、又周辺には学校群・

県営グラウンドなどがあり、生活環境の良好な処である。

組織機構(上掲)



清流園提供

施設の沿革

昭和四四年四月一日

社会福祉法人岐阜県厚生事業団が管理運営を受託、定員五〇名

昭和五九年四月一日 定員三〇名となる。

昭和六〇年四月一日 軽作業課設置

入所者の状況

(一) 男女別授産科目状況

昭和六一年三月三十一日迄延人員(下掲)

運営方針

当園の運営については、園生の自立向上を目的に集団生活の協調性を身につけ、自己の障害程度を考察して、縫製・編物あるいは軽作業の授産技術の修得に努め、各自が職業意識を生みだすとともに、働く喜びを理解し、明日への社会復帰に向かうよう指導に努めている。

計	科目		性別
	縫製加工科 毛糸編物科 軽作業科		
六四	七	五四	男
八八	五	五九	女
一五二	一二	一三三	計